

改正案	現行
<p>第五章 証券取引所</p> <p>第一節 設立及び組織</p> <p>第八十条 証券取引所は、法人とする。</p> <p>② 証券取引所は、会員組織とする。</p> <p>③ 証券取引所は、その名称のうちに証券取引所という文字を用いなければならない。</p> <p>④ 証券取引所でない者は、その名称のうちに証券取引所であると誤認される虞のある文字を用いてはならない。</p> <p>第八十一条 証券取引所は、証券会社又は政令で定める外国証券会社でなければ、これを設立することができない。</p> <p>② 証券会社又は政令で定める外国証券会社は、証券取引所を設立しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の免許を受けなければならない。</p> <p>③ 証券取引所を設立するには、会員にならうとする証券会社又は政令で定める外国証券会社が発起人とならなければならない。</p> <p>第八十一条の二 発起人は、定款を作成した後、会員にならうとする者を</p>	<p>第五章 証券取引所</p> <p>第一節 設立及び組織</p> <p>第八十条 証券取引所は、法人とする。</p> <p>② 証券取引所は、会員組織とする。</p> <p>③ 証券取引所は、その名称のうちに証券取引所という文字を用いなければならない。</p> <p>④ 証券取引所でない者は、その名称のうちに証券取引所であると誤認される虞のある文字を用いてはならない。</p> <p>第八十一条 証券取引所は、証券会社でなければ、これを設立することができない。</p> <p>② 証券会社は、証券取引所を設立しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の免許を受けなければならない。</p>

募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

② 設立を予定する証券取引所の会員となる予定の者（以下この条において「加入予定者」という。）は、創立総会の開会までに、出資の全額を払い込まなければならない。

③ 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

④ 創立総会では、定款を修正することができる。

⑤ 第三項の創立総会の議事は、加入予定者であつてその開会までに出資の全額の払込みをした者の二分の一以上が出席し、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

⑥ 加入予定者で、証券取引所の成立の時までに出資の全額を払い込まない者は、証券取引所の成立の時に加入の申込みを取り消したものとみなす。

⑦ 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の議決について準用する。

第八十二条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

い。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員及び会員の名称

ない。

一 名称

二 事務所及びその開設する有価証券市場の所在の場所

三 役員及び会員の氏名又は名称

第八十二条 前条第二項の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

② 前項の免許申請書には、定款、業務規程、受託契約準則その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第八十三条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 当該申請に係る証券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の

② 前項の免許申請書には、定款、業務規程、受託契約準則その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第八十三条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款、業務規程又は受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 当該申請に係る証券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

三 当該証券取引所の設立される地方における証券会社の数、有価証券の取引並びに有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の状況、その地方に本店、支店その他の事務所又は事業所を有する会社でその発行する有価証券が当該証券取引所における上場を予定されるものの数その他その地方における経済の状況に照らし、当該証券取引所を設立することが公益又は投資者保護のため必要かつ適当であること。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、左の各号の一に該当する場合を除いて、設立の免許を与えなければならない。

一 免許申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の

執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

二 役員のうち第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当する者があるとき。

三 免許申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第八十四条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、第八十二条第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないことと認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣が、第八十一条第二項の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

第八十四条の二 第八十一条第二項の免許があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第八十五条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、証券取引所がその設立の免許を受けた当時第八十三条第二項各号のいずれかに該当していたことを発

執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき

二 免許申請者が第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社であるとき

三 役員のうち第三十二条第四号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき

四 免許申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき

第八十四条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、第八十二条第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないことと認めるときは、免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣が、第八十一条第二項の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なくその旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

第八十五条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、証券取引所がその設立の免許を受けた当時第八十三条第二項各号のいずれかに該当していたことを発

見したときは、その免許を取り消すことができる。

第八十五条の二 証券取引所は、定款又は業務規程（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務（以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

② 証券取引所は、業務規程（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

③ 大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

④ 証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

⑤ 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第八十六条 証券取引所は、営利の目的をもつて業務を営んではならない。

見したときは、その免許を取り消すことができる。

第八十五条の二 証券取引所は、定款又は業務規程（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務（以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

② 証券取引所は、業務規程（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

③ 大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

④ 証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

⑤ 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第八十六条 証券取引所は、営利の目的を以て業務を営んではならない。

② 証券取引所は、その目的を達成するために直接必要な業務の外、これ

第八十七条 削除

第八十八条 証券取引所の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 基本金及び出資に関する事項
- 五 会員に関する事項
- 六 会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
- 七 会員信認金に関する事項
- 八 経費の分担に関する事項
- 九 役員に関する事項

を営むことができない。

第八十七条 証券取引所は、二以上の有価証券市場を開設してはならない。

第八十七条の二 何人も、有価証券市場に類似する施設を開設してはならない。

② 何人も、前項の施設により次に掲げる取引をしてはならない。

- 一 有価証券の売買取引
- 二 有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引と類似の取引

第八十八条 証券取引所の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地及び有価証券市場を開設する地
- 四 基本金及び出資に関する事項
- 五 会員に関する事項
- 六 会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査に関する事項
- 七 会員信認金に関する事項
- 八 経費の分担に関する事項
- 九 役員に関する事項

十 会議に関する事項

十一 業務の執行に関する事項

十二 規則の作成に関する事項

十三 取引所有価証券市場に関する事項

十四 会計に関する事項

十五 公告の方法

第八十九条 民法第三十八条第一項、第四十四条、第五十条、第五十一条、第五十四条、第五十七条、第六十条乃至第六十六条及び非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、証券取引所に、これを準用する。

第二節 会員

第九十条 証券取引所の会員は、証券会社及び政令で定める外国証券会社に
限る。

第九十一条 削除

第九十二条 会員は、定款の定めるところにより、出資をしなければなら
ない。

② 会員の証券取引所に対する責任は、定款に定める経費及び当該会員が
当該証券取引所に与えた損害の負担のほか、その出資額を限度とする。

十 会議に関する事項

十一 業務の執行に関する事項

十二 規則の作成に関する事項

十三 上場有価証券、上場有価証券指数又は上場オプションに関する事
項

十四 会計に関する事項

十五 公告の方法

第八十九条 民法第三十八条第一項、第四十四条、第五十条、第五十一条、第五十四条、第五十七条、第六十条乃至第六十六条及び非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、証券取引所に、これを準用する。

第二節 会員

第九十条 証券取引所の会員は、証券会社及び政令で定める外国証券会社
に限る。

第九十一条 削除

第九十二条 会員は、定款の定めるところにより、出資をしなければなら
ない。

② 会員の証券取引所に対する責任は、定款の定める経費負担の外、その
出資額を限度とする。

第九十三条 会員の持分は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受け、当該会員が脱退しようとするときに限り、これを譲り渡すことができる。

第九十四条 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受けて脱退することができる。

第九十五条 前条に規定する場合の外、会員は、左の事由によつて脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 解散
- 三 除名

第九十六条 会員が脱退したときは、証券取引所は、定款の定めるところにより、その持分を払い戻さなければならない。

第九十七条 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信託金を預託しなければならない。

② 会員信託金は、定款の定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

第九十三条 会員の持分は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受け、当該会員が脱退しようとするときに限り、これを譲り渡すことができる。

第九十四条 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所の承認を受けて脱退することができる。

第九十五条 前条に規定する場合の外、会員は、左の事由によつて脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 解散
- 三 除名

第九十六条 会員が脱退したときは、証券取引所は、定款の定めるところにより、その持分を払い戻さなければならない。

第九十七条 会員は、定款の定めるところにより、証券取引所に対し、会員信託金を預託しなければならない。

② 会員信託金は、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは当該証券取引所において上場する社債券若しくは株券のうち証券取引所が大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認を受けて指定するものを以て、これに充てることができる。

③ 証券取引所は、その定款において、会員信託金の運用方法を定めなければならぬ。

④ 会員に対して取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

第九十八条 証券取引所は、その定款において、法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、過怠金を課し、その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第九十九条 会員が脱退した場合には、証券取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員をして、その取引所有価証券市場においてした有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を結了させなければならない。この場合においては、本人又はその一般承継人は、これらの取引の結了の目的の範囲内において、なお会員とみなす。

② 前項の規定により証券取引所が他の会員をして同項に規定する取引を結了させるときは、本人又はその一般承継人と他の会員との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

③ 前項の有価証券の代用価額は、証券取引所が大蔵大臣及び内閣総理大臣の承認を受けて定めるところにより算出した価額を超えてはならない。

④ 会員に対して有価証券市場における有価証券の売買取引等の委託をした者は、その委託により生じた債権に関し、当該会員の会員信託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

第九十八条 証券取引所は、その定款において、法令、法令に基づいてする行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をした会員に対し、過怠金を課し、その者の有価証券市場における有価証券の売買取引等の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

第九十九条 会員が脱退した場合には、証券取引所は、定款の定めるところにより、本人若しくはその一般承継人又は他の会員をして、その有価証券市場においてした有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を結了させなければならない。この場合においては、本人又はその一般承継人は、これらの取引の結了の目的の範囲内において、なお会員とみなす。

② 前項の規定により証券取引所が他の会員をして同項に規定する取引を結了させるときは、本人又はその一般承継人と他の会員との間に、委任契約が成立していたものとみなす。

第三節 管理

第一百条 証券取引所に、次の役員を置く。

理事長 一人

理事 二人以上

監事 二人以上

② 理事及び監事は、次項の規定により選任される理事を除き、定款の定めるところにより、会員が、これを選挙し、理事長は、定款の定めるところにより、理事（同項の規定により選任される理事を除く。）が、これを選挙する。

③ 理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

④ 第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当する者は、役員となることができない。

第一百一条 理事長は、証券取引所を代表し、その事務を総理する。

② 理事は、定款の定めるところにより、証券取引所を代表し、理事長を補佐して証券取引所の事務を掌理し、理事長事故あるときはその職務を代理し、理事長欠員の場合はその職務を行う。

③ 監事は、証券取引所の事務を監査する。

第一百二条 役員が第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当す

第三節 管理

第一百条 証券取引所に、左の役員を置く。

理事長 一人

理事 二人以上

監事 二人以上

② 理事及び監事は、第三項の規定により選任される理事を除き、定款の定めるところにより、会員が、これを選挙し、理事長は、定款の定めるところにより、理事（同項の規定により選任される理事を除く。）が、これを選挙する。

③ 理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

④ 第三十二条第四号イから二までのいずれかに該当する者は、役員となることができない。

第一百一条 理事長は、証券取引所を代表し、その事務を総理する。

② 理事は、定款の定めるところにより、証券取引所を代表し、理事長を補佐して証券取引所の事務を掌理し、理事長事故あるときはその職務を代理し、理事長欠員の場合はその職務を行う。

③ 監事は、証券取引所の事務を監査する。

第一百二条 役員が第三十二条第四号イから二までのいずれかに該当するこ

ることとなつたときは、その職を失う。

② 役員は、二以上の証券取引所の役員の地位を占めてはならない。

第二百三条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、定款若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、証券取引所に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第二百四条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、理事又は監事の職務を行う者でない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第二百五条 削除

第二百六条 証券取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第四節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等

こととなつたときは、その職を失う。

② 役員は、二以上の証券取引所の役員の地位を占めてはならない。

第二百三条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員が法令、定款若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、証券取引所に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第二百四条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、理事又は監事の職務を行う者でない場合において、必要があると認めるときは、仮理事又は仮監事を選任することができる。

第二百五条 証券取引所は、左の方法による外、会員信託金として預託を受けたものを運用することができない。

- 一 国債又は地方債の買入
- 二 銀行への預け金又は郵便貯金
- 三 信託会社又は信託業務を営む銀行へなす金銭信託

第二百六条 証券取引所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第四節 有価証券市場における有価証券の売買取引等

第六六条の二 取引所有価証券市場は、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資するよう運営されなければならない。

第六七条 取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引は、当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の会員に限り、行うことができる。

第六七条の二 前条の規定にかかわらず、証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（以下「証券先物取引等」という。） 会員以外の証券会社及び政令で定める外国証券会社

二 証券先物取引等（国債証券等に係る有価証券先物取引並びに第六十五条第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引に限る。） 登録金融機関のうち大蔵省令で定める業務を行う者

② 前項の規定に基づき、証券取引所により当該取引所有価証券市場における取引資格を与えられた者は、同項各号に掲げる取引を行う範囲において、第九十七条から第九十九条まで、第八八条の三、第二百一十一条、

第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十九条、第三百十条、第三百五十五

第六六条の二 有価証券市場は、有価証券の売買取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資するよう運営されなければならない。

第六七条 有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引は、当該有価証券市場を開設する証券取引所の会員に限り、行うことができる。

第六七条の二 前条の規定にかかわらず、証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める者に、当該証券取引所の有価証券市場における取引資格を与えることができる。

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（以下「証券先物取引等」という。） 会員以外の証券会社及び政令で定める外国証券会社

二 証券先物取引等（国債証券等に係る有価証券先物取引並びに第六十五条第二項第五号イ、ハ及びニに掲げる取引に限る。） 認可を受けた金融機関のうち大蔵省令で定める業務を行う者

② 前項の規定に基づき、証券取引所により当該有価証券市場における取引資格を与えられた者は、同項各号に掲げる取引を行う範囲において、第九十七条から第九十九条まで、第八八条の三、第二百一十一条、第二百一十四条、第二百二十八条から第三十二条まで、第三百五十五条、第三百六十

条、第五百五十六条の三及び第八十八条の規定の適用については、会員とみなす。この場合において、第九十八条中「除名する」とあるのは「取引資格を失わせる」と、第九十九条第一項中「脱退した」とあるのは「取引資格を失った」と、第二百二十九条第三項中「これを除名し」とあるのは「取引資格を失わせ」とする。

第八十八条 証券取引所は、その業務規程において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 有価証券の売買（有価証券先物取引を除く。第一百十条第一項及び第一百十二条第一項において同じ。）に係る有価証券の上場及び上場廃止の基準及び方法
- 二 有価証券の売買等の種類及び期限
- 三 有価証券の売買等の開始及び終了並びに停止
- 四 有価証券の売買等の契約の締結の方法
- 五 有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法
- 六 前各号に掲げる事項のほか、有価証券の売買等に関し必要な事項

第八十八条の二 証券取引所は、定款の定めるところにより、国債証券又は外国国債証券について、有価証券先物取引又は有価証券指数等先物取引（約定数値及び現実数値に基づき金銭の授受を約する取引に限る。次項において同じ。）のため、利率、償還期限その他の条件を標準化した標

一条、第七十二条、第七十八条及び第八十八条の規定の適用については、会員とみなす。この場合において、第九十八条中「除名する」とあるのは「取引資格を失わせる」と、第九十九条第一項中「脱退した」とあるのは「取引資格を失った」と、第二百二十九条第三項中「これを除名し」とあるのは「取引資格を失わせ」とする。

第八十八条 証券取引所は、その業務規程において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の種類及び期限
- 二 立会の開閉
- 三 立会の停止
- 四 有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の契約の締結の方法
- 五 受渡しその他の決済方法
- 六 前各号に掲げる事項のほか、有価証券の売買取引等に関し必要な事項

第八十八条の二 証券取引所は、定款の定めるところにより、国債証券又は外国国債証券について、有価証券先物取引又は有価証券指数等先物取引（約定数値及び現実数値に基づき金銭の授受を約する取引に限る。次項において同じ。）のため、利率、償還期限その他の条件を標準化した標

標準物を設定することができる。

- ② 前項の場合において、証券取引所は、標準物の条件、標準物と受渡しに用いる国債証券又は外国国債証券との交換比率の算定方法（有価証券指数等先物取引にあつては、標準物に係る約定数値及び現実数値に基づき授受する金銭の算定方法）その他の標準物の取引に関し必要な事項を、業務規程で定めなければならない。

- ③ 第一項の規定により設定された国債証券又は外国国債証券に係る標準物は、この法律の適用については、国債証券又は外国国債証券とみなす。

第百八条の三 証券取引所は、証券先物取引等（大蔵大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

- 一 会員が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合 当該会員

- 二 会員がその受託した証券先物取引等（会員に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該証券先物取引等の委託者（会員に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でない

標準物を設定することができる。

- ② 前項の場合において、証券取引所は、標準物の条件、標準物と受渡しに用いる国債証券又は外国国債証券との交換比率の算定方法（有価証券指数等先物取引にあつては、標準物に係る約定数値及び現実数値に基づき授受する金銭の算定方法）その他の標準物の取引に関し必要な事項を、業務規程で定めなければならない。

- ③ 第一項の規定により設定された国債証券又は外国国債証券に係る標準物は、この法律の適用については、国債証券又は外国国債証券とみなす。

第百八条の三 証券取引所は、定款の定めるところにより、会員をして、証券先物取引等について、取引証拠金を預託させることができる。

ものをいう。第三項において同じ。）

三 会員が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。） 当該取次者

四 会員が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。） 当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

② 取次者は、証券先物取引等の委託の取次ぎの引受けについて、大蔵省令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

③ 会員は、証券先物取引等の受託について、大蔵省令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあっては、申込者）をして、当該会員に委託証拠金を預託させることができる。

④ 証券取引所は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

⑤ 第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

⑥ 第二百一十一条第一項の規定は、第一項の取引証拠金（大蔵省令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるも

② 前項の取引証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③ 第二百一十一条第一項の規定は、第一項の取引証拠金について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買取引等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

のとする。

第九十九条 証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場ごとに、有価証券の売買等を臨時に開始し若しくは終了し、又は停止し若しくは停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

② 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十条 証券取引所は、有価証券をその売買のため上場しようとするときは、その上場しようとする取引所有価証券市場ごとに、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

② 証券取引所は、次条第一項の規定による命令に基づき上場する場合を除くほか、有価証券、有価証券指数又はオプション（以下「有価証券等」という。）を有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引のため上場しようとするときは、その上場しようとする取引所有価証券市場ごとに、当該有価証券等の上場について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

③ 大蔵大臣は、第一項の届出があつたとき、又は前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第九十九条 証券取引所は、臨時に立会を開閉し又は停止し若しくは停止を解除したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

② 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第一百十条 証券取引所は、次条第一項の規定による命令に基づき上場する場合を除くほか、有価証券、有価証券指数又はオプション（第五十九条第一項を除き、以下「有価証券等」という。）をそれぞれ有価証券の売買取引のため上場しようとするときは、当該有価証券等の上場について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

② 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第百十一条 大蔵大臣は、証券取引所が上場する株券等の発行者が発行者である株券等で当該証券取引所が上場していないものを、当該証券取引所が上場することが公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、その株券等を上場すべきことを命ずることができる。

② 大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第百十二条 証券取引所は、売買のため上場した有価証券の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

② 証券取引所は、第百九条第一項の規定による命令に基づき上場を廃止する場合を除くほか、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引のため上場した有価証券等の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、当該有価証券等の上場の廃止について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

③ 大蔵大臣は、第一項の届出があつたとき、又は前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第百十三条 大蔵大臣は、証券取引所が第百八条第一号に係る同条に規定する業務規程に違反して有価証券の上場又は上場の廃止を行おうとする場合又は行つた場合には、当該証券取引所に対し、当該上場を行つた有

第百十一条 大蔵大臣は、証券取引所に上場されている株式の発行者があらたに発行する株式を、当該証券取引所に上場することが公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、その株式を売買取引のため上場すべきことを命ずることができる。

② 大蔵大臣は、前項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第百十二条 証券取引所は、有価証券等の上場を廃止しようとするときは、当該有価証券等の上場の廃止について、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

② 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第百十三条 証券取引所に上場されている有価証券の発行者は、予め大蔵大臣の承認を受けた場合においては、当該有価証券の上場の廃止を当該証券取引所に請求することができる。この場合においては、証券取引所

価証券の上場の廃止又は当該上場の廃止を行つた有価証券の再上場その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができ、この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

② 前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該有価証券の発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

③ 大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第百十四条乃至第百十六条 削除

第百十七条 証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場ごとに、その上場する有価証券等について、当該取引所有価証券市場における有価証券の売買等を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

② 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第百十八条 削除

第百十九条 大蔵大臣は、証券取引所が上場する有価証券の発行者がこの法律、この法律に基づく命令又は当該有価証券を上場する証券取引所の

は、直ちにその上場を廃止しなければならない。

② 大蔵大臣は、前項の承認をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第百十四条乃至第百十六条 削除

第百十七条 証券取引所は、その上場する有価証券等について、有価証券の売買取引等を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

② 大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第百十八条 削除

第百十九条 大蔵大臣は、証券取引所に上場されている有価証券の発行者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合において、公益又

規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、取引所有価証券市場における当該有価証券の売買を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができ、この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

② 前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

③ 大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第二百十条 削除

第二百十一条 会員が取引所有価証券市場における有価証券の売買等に基づく債務の不履行により他の会員又は証券取引所に対し損害を与えたときは、その損害を受けた会員又は証券取引所は、その損害を与えた会員の会員信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

② 第九十七条第四項の規定による取引所有価証券市場における有価証券

は投資者保護のため必要であると認めるときは、当該証券取引所に対し、当該有価証券の売買取引を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができ、この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

② 前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

③ 大蔵大臣は、第一項の命令をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

第二百十条 第一百十条から第一百十三条まで、第一百七十七条及び前条の規定は、国債証券、地方債証券、外国国債証券又は政令で定める有価証券については、適用しない。ただし、第八八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物に関する第一百十条、第一百十二条及び第一百七十七条の規定の適用については、この限りでない。

第二百十一条 会員が有価証券市場における有価証券の売買取引等に基づく債務の不履行により他の会員に対し損害を与えたときは、その損害を受けた会員は、その損害を与えた会員の会員の会員信認金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利がある。

② 第九十七条第四項の規定による有価証券市場における有価証券の売買

の売買等の委託者の優先権は、前項の優先権に対し、優先の効力を有する。

第二百二十二条 証券取引所は、大蔵省令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別に、毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指数、約定数値、対価の額その他の事項を、速やかに、その会員に通知し、公表しなければならぬ。

第二百二十三条 証券取引所は、大蔵省令で定めるところにより、毎日の当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における相場その他の事項を、遅滞なく、大蔵大臣に報告しなければならない。

② 内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の規定により報告された事項の通知を求めることができる。

第二百二十四条 第九十九条の規定は、会員の取引所有価証券市場における有価証券の売買等がこの法律又は証券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に準用する。

第二百二十五条から第二百二十八条まで 削除

取引等の委託者の優先権は、前項の優先権に対し、優先の効力を有する。

第二百二十二条 証券取引所は、その開設する有価証券市場における毎日の総取引高及びその上場する有価証券等の銘柄別に、毎日の有価証券の売買取引の成立価格、有価証券指数等先物取引の約定指数及び約定数値並びに有価証券オプション取引の成立した対価の額を当該有価証券市場に掲示しなければならない。

② 証券取引所は、その上場する有価証券等の銘柄別に毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指数、約定数値及び対価の額を表示する相場表を毎日公表しなければならない。

第二百二十三条 証券取引所は、大蔵省令で定めるところにより、毎日及び毎月の当該証券取引所の開設する有価証券市場における相場及び取引高報告書を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

② 内閣総理大臣は、大蔵大臣に対し、前項の相場及び取引高報告書の写しの提出を求めることができる。

第二百二十四条 第九十九条の規定は、会員の有価証券市場における有価証券の売買取引等がこの法律又は証券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に準用する。

第二百二十五条から第二百二十七条まで 削除

第五節 有価証券市場における有価証券の売買取引等の受託

第二百二十八条 会員は、本店及び支店その他の営業所以外の場所を、有価証券市場における有価証券の売買取引等の受託の取扱いを行う場所としてはならない。

② 本店以外の営業所を有価証券市場における有価証券の売買取引等の受託の取扱いを行う場所としよつとするときは、会員は、その所屬する証券取引所の承認を受けなければならない。

③ 証券取引所は、前項の承認をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならぬ。

第五節 取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託

第二百二十九条 取引所有価証券市場における売買の委託を受けた会員又は会員に対する売買の委託を媒介し、取次ぎし、若しくは代理することを引き受けた者は、取引所有価証券市場において売付け若しくは買付けをせず、又は会員に対しその媒介、取次ぎ若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、売買を成立せしめてはならない。

② 前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、同項中「売付け若しくは買付けをせず」とあるのは、「当該取引を行わず」と、「売買を」とあるのは、「当該取引と類似の有価証券店頭デリバティブ取引を」と読み替えるものとする。

第二百二十九条 有価証券市場における売買取引の委託を受けた会員又は会員に対する売買取引の委託を媒介し、取次ぎ若しくは代理することを引き受けた者は、有価証券市場において売付け若しくは買付けをせず、又は会員に対しその媒介、取次ぎ若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて、売買を成立せしめてはならない。

② 前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、同項中「売付け若しくは買付けをせず」とあるのは、「当該取引を行わず」と、「売買を」とあるのは、「当該取引と類似の取引を」と読み替えるものとする。

とする。

③ 会員が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、証券取引所は、当該会員に対し過怠金を課し、その者の取引所有価証券市場における有価証券の売買等を六月以内の期間を定めて停止し、又はこれを除名しなければならない。

第三百三十条 会員は、取引所有価証券市場における有価証券の売買等の受託については、その所属する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

② 証券取引所は、その受託契約準則において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 有価証券の売買等の受託の条件
- 二 有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法
- 三 有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項

四 前三号に掲げる事項のほか、有価証券の売買等の受託に関し必要な事項

第三百三十一条から第三百三十三条まで 削除

③ 会員が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、証券取引所は、当該会員に対し過怠金を課し、その者の有価証券市場における有価証券の売買取引等を六月以内の期間を定めて停止し、又はこれを除名しなければならない。

第三百三十条 会員は、有価証券市場における有価証券の売買取引等の受託については、その所属する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

② 証券取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

- 一 有価証券の売買取引等の受託の条件
- 二 受渡しその他の決済方法
- 三 有価証券の売買取引の受託についての信用の供与に関する事項
- 四 委託手数料の料率及び徴収の方法

五 前各号に掲げる事項のほか、有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の受託に関し必要な事項

第三百三十一条 会員は、有価証券市場における売買取引の受託について、委託者から証券取引所の定める委託手数料を徴しなければならない。

第三百三十二条 会員は、受託契約準則の定めるところにより、証券先物取

第六節 解散

第三百三十四条 証券取引所は、次の事由により解散する。

- 一 定款に定めた事由の発生
 - 二 総会の決議
 - 二の二 合併
 - 三 会員の数が五以下となつたこと。
 - 四 破産
 - 五 証券取引所の設立の免許の取消し
- ② 証券取引所の解散に関する総会の決議は、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ③ 証券取引所が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び内閣総理大臣

引等の受託について、大蔵省令で定める場合を除き、委託者から委託証拠金の預託を受けなければならない。

- ② 証券取引所が証券先物取引等の受託について受託契約準則で定める委託証拠金の額は、取引の事情を考慮して大蔵大臣が定める方法により算出した額を下つてはならない。

- ③ 第一項の委託証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

第三百三十三条 削除

第六節 解散

第三百三十四条 証券取引所は、左の事由に因り解散する。

- 一 定款に定めた事由の発生
 - 二 総会の決議
 - 三 会員の数が五人以下となつたとき
 - 四 破産
 - 五 証券取引所の設立の免許の取消
- ② 証券取引所の解散に関する総会の決議は、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ③ 証券取引所が第一項第一号又は第三号の規定により解散したときは、その代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び内閣総理大臣

臣に届け出なければならない。

第三百三十五条 残余財産は、定款又は総会の決議により別段の定をする場合の外、平等に、これを会員に分配しなければならない。

第三百三十五条の二 証券取引所は、互いに合併することができる。

② 証券取引所が合併を行うには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

③ 合併契約書には、合併を行うべき時期その他の総理府令・大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

④ 民法第六十九条の規定は、第二項の承認の決議について準用する。

⑤ 第二項の総会（第三百三十五条の四第一項及び第五十条第一項において「合併総会」という。）の招集は、その会議開催日の五日前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

⑥ 合併は、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

⑦ 前項の認可を受けようとする者は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所について次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を大蔵大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在の場所

三 役員の名及び会員の名称

臣に届け出なければならない。

第三百三十五条 残余財産は、定款又は総会の決議により別段の定をする場合の外、平等に、これを会員に分配しなければならない。

⑧ 前項の合併認可申請書には、合併契約書、合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第三百三十五条の三 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前条第七項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所の定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所がこの法律の規定に適合するように組織されるものであること。

三 合併後存続する証券取引所又は合併により設立される証券取引所において、合併により消滅する証券取引所の開設している取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に関する業務の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、合併を認可しなければならない。

一 役員のうち第二十八条の四第九号イからハまでのいずれかに該当

する者があるとき。

二 合併認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第三百三十五条の四 合併を行う各証券取引所は、合併総会の日の五日前から合併の日まで合併契約書、当該各証券取引所の貸借対照表その他の総理府令・大蔵省令で定める書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

② 前項の場合において、合併を行う証券取引所の債権者及び会員は、事業時間内いつでも、当該証券取引所に対し、同項の書類の閲覧を求め、又は当該証券取引所の定める費用を支払いその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。この場合において、当該閲覧又は交付を求められた証券取引所は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

③ 合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所は、第一項の書類及び第三百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条に規定する手続の経過、合併の日その他の合併に関する事項として総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書類を合併の日から六月間主たる事務所に備え置かなければならない。

④ 第二項の規定は、合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所が前項の規定により備え置く書類について準用する。

第三百三十五条の五 合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所は、合併により消滅した証券取引所の権利義務（当該証券取

引所が行う業務に関し、行政官庁の免許、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

② 合併により消滅した証券取引所の開設していた取引所有価証券市場において成立した有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引であつて決済を結了していないものは、合併後存続する証券取引所又は合併により設立された証券取引所の開設する取引所有価証券市場において同一の条件で成立した取引とみなす。

第三百三十六条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで、商法第九十八条第二項、第二百二条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十八条、第二百二十九条、第三百十一条、第四百十二条、第四百十五条、第四百七条第一項、第四百十九条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ八、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条及び第三百三十八条の規定は、証券取引所について準用する。この場合において、民法第七十条中「理事」とあるのは、「理事長及理事」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは、「証券取引法第三百三十六条第一項ニ於テ準用スル商法第四百七条第一項」と、商法第一百一条中「前条」とあるのは、「証券取引法第四百三十二条」と、同法第四百十二条中「第四百八条第一項」とあるのは、「証券取引法第三百三十五条の二第二項」と、同法第四百十五条及び第四百七条第一項中「取締役」とあるのは、「理事長及理事」と読み替えるものとする。

第三百三十六条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条乃至第七十六条及び第七十八条乃至第八十三条、商法第二百五条、第二百二十六条、第二百二十八条、第二百二十九条、第三百三十一条、第四百十九条及び第四百二十七条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項第三項、第三百三十六条、第三百三十七条及び第三百三十八条の規定は、証券取引所の解散の場合に、これを準用する。但し、民法第七十条及び第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長及び理事」と読み替えるものとする。

② 民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券取引所の清算人に、これを準用する。

第七節 登記

第三百三十七条 証券取引所は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因り成立する。

② 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第三百三十八条 設立の登記は、第八十四条第二項の規定による大蔵大臣及び内閣総理大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

② 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 大蔵大臣及び内閣総理大臣の設立免許の年月日
- 五 存立の時期又は解散の事由を定めるときは、その時期又は事由
- 六 基本金及び払い込んだ出資金額
- 七 出資一口の金額及びその払込方法
- 八 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

② 民法第四十四条、第五十四条、第五十七条、第六十条及び第六十一条の規定は、証券取引所の清算人に、これを準用する。

第七節 登記

第三百三十七条 証券取引所は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因り成立する。

② 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第三百三十八条 設立の登記は、第八十四条第二項の規定による大蔵大臣及び内閣総理大臣の通知があつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

② 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所
- 四 大蔵大臣及び内閣総理大臣の設立免許の年月日
- 五 存立の時期又は解散の事由を定めるときは、その時期又は事由
- 六 基本金及び払い込んだ出資金額
- 七 出資一口の金額及びその払込方法
- 八 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

九 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
十 公告の方法

③ 証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

第三百二十九条 証券取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

② 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、あらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第四百十条 証券取引所が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第三百三十八条第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

② 同一の登記所の管轄区域内において、主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることを以て足りる。

第四百十一条 第三百三十八条第二項に掲げる事項中に変更を生じたときは

九 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
十 公告の方法

③ 証券取引所は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

第三百二十九条 証券取引所の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

② 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、あらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第四百十条 証券取引所が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第三百三十八条第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

② 同一の登記所の管轄区域内において、主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることを以て足りる。

第四百十一条 第三百三十八条第二項に掲げる事項中に変更を生じたときは

、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

② 第三百三十八条第二項第六号に規定する事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内に、これを行うことができる。

第四百四十一条の二 理事長若しくは証券取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第四百二十二条 証券取引所が解散したときは、合併及び破産の場合を除くほか、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

第四百十三条 証券取引所が合併したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する証券取引所については変更の登記、合併により消滅する証券取引所については解散の登記、合併により設立された証券取引所については第三百三十八条第二項に規定する登記をしなければならない。

第四百四十四条 証券取引所の清算が終了したときは、第三百三十六条第一項

、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

② 第三百三十八条第二項第六号に規定する事項の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末の現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間、従たる事務所の所在地においては五週間以内に、これを行うことができる。

第四百四十一条の二 理事長若しくは証券取引所を代表すべき理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

第四百二十二条 証券取引所が解散したときは、破産の場合の外、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

第四百十三条 削除

第四百四十四条 証券取引所の清算が終了したときは、第三百三十六条第一項

において準用する商法第四百二十七条の承認があつた後、主たる事務所
の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三
週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

第四百四十五条 証券取引所の登記については、その事務所の所在地を管轄
する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記
所としてこれを掌る。

② 各登記所に、証券取引所登記簿を備える。

第四百四十六条 証券取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の
払込があつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しな
ければならない。

第四百四十七条 削除

第四百四十八条 証券取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従た
る事務所の移転その他第三百三十八条第二項に掲げる事項の変更の登記の
申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添
附しなければならない。

第四百四十九条 証券取引所の解散の登記の申請書には、解散の事由を証す
る書面及び理事長又は証券取引所を代表すべき理事が清算人でない場合
においては、証券取引所を代表すべき清算人であることを証する書面を

において準用する商法第四百二十七条の承認があつた後、主たる事務所
の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以
内に、清算結了の登記をしなければならない。

第四百四十五条 証券取引所の登記については、その事務所の所在地を管轄
する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記
所としてこれを掌る。

② 各登記所に、証券取引所登記簿を備える。

第四百四十六条 証券取引所の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の
払込があつたこと及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しな
ければならない。

第四百四十七条 削除

第四百四十八条 証券取引所の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従た
る事務所の移転その他第三百三十八条第二項に掲げる事項の変更の登記の
申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添
附しなければならない。

第四百四十九条 証券取引所の解散の登記の申請書には、解散の事由を証す
る書面及び理事長又は証券取引所を代表すべき理事が清算人でない場合
においては、証券取引所を代表すべき清算人であることを証する書面を

添付しなければならない。

- ② 証券取引所が大蔵大臣及び内閣総理大臣の設立の免許の取消の処分により解散する場合における解散の登記は、大蔵大臣及び内閣総理大臣の嘱託によつて、これをする。

第一百五十条 合併による証券取引所の変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 合併契約書
 - 二 合併を行う各証券取引所の合併総会の議事録
 - 三 第三百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条第一項の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における当該証券取引所にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面
 - 四 合併により消滅する証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本
 - 五 合併に際して第三百三十八条第二項第六号に規定する事項に変更あるときは、その変更を証する書面
- ② 合併による証券取引所の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 前項第一号から第四号までに掲げる書面
 - 二 定款

添付しなければならない。

- ② 証券取引所が大蔵大臣及び内閣総理大臣の設立の免許の取消の処分により解散する場合における解散の登記は、大蔵大臣及び内閣総理大臣の嘱託によつて、これをする。

第一百五十条 削除

三 第三百二十八条第二項第六号に規定する事項を証する書面
四 代表権を有する者の資格を証する書面

第五百五十一条 第四百四十四条の規定による登記の申請書には、清算人が第三百三十六条第一項において準用する商法第四百二十七条の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

第五百五十二条 登記した事項は、登記所において、遅滞なくこれを公告しなければならない。

第五百五十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十五条、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項、第六十六条、第六十八條第二項、第六十九条、第七十条、第一百七条から第二十條まで並びに非訟事件手続法第三百三十五条の七及び第四百條の規定は、この法律による登記について準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「証券取引法第二百三十八条第二項」と読み替えるものとする。

第八節 監督

第五百五十四条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため

第五百五十一条 第四百四十四条の規定による登記の申請書には、清算人が第三百三十六条第一項において準用する商法第四百二十七条の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

第五百五十二条 登記した事項は、登記所において、遅滞なくこれを公告しなければならない。

第五百五十三条 商業登記法第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項並びに第一百七条から第二十條までの規定は、この法律による登記に、これを準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「証券取引法第二百三十八条第二項」と読み替えるものとする。

第八節 監督

第五百五十四条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため

必要かつ適當であると認めるときは、証券取引所若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者に対し当該証券取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第百五十五条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために当該証券取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つたとき。その設立の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員を解任を命じ、又は定款

必要かつ適當であると認めるときは、証券取引所若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者に対し当該証券取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定による権限は、大蔵大臣及び内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第百五十五条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この号において「法令等」という。）に違反し、若しくは定款その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために当該証券取引所がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をすることを怠つたとき。その設立の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の方法の変更若しくはその業務の一部の禁止を命じ、その役員を解任を命じ、又は定款

その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

二 証券取引所の行為又はその開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。 十日以内の期間を定めて取引所有価証券市場における有価証券の売買等の全部若しくは一部の停止を命じ、又は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③ 第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百五十五条の二 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、証券取引所の定款及び業務規程その他の規則（取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。）について、証券取引所に対し、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の処分を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

その他の規則に定める必要な措置をすることを命ずること。

二 証券取引所の行為又はその開設する有価証券市場における有価証券の売買取引等の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。 十日以内の期間を定めて有価証券市場における有価証券の売買取引等の全部若しくは一部の停止を命じ、又は閣議の決定を経て、三月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

② 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の方法の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をすることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③ 第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百五十六条 大蔵大臣及び内閣総理大臣は、証券取引所の定款及び業務規程その他の規則（取引の公正の確保に係る業務に関するものに限る。）について、証券取引所に対し、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の処分を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

② 大蔵大臣は、証券取引所の受託契約準則及び業務規程その他の規則（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）並びに取引の慣行について、証券取引所に対し、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の処分を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③ 大蔵大臣は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第一百五十六条 第八十条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令又は大蔵省令で定める。

② 大蔵大臣は、証券取引所の受託契約準則及び業務規程その他の規則（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）並びに取引の慣行について、証券取引所に対し、有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正を確保し、又は投資者を保護するため必要かつ適当であると認める変更その他の処分を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

③ 大蔵大臣は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

改正案	現行
<p>第五章の二 証券金融会社</p> <p>第百五十六条の二 証券金融会社は、資本の額が次条第一項に規定する業務を行うため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上の株式会社でなければならない。</p>	<p>第五章の二 証券金融会社</p> <p>第百五十六条の二 証券金融会社は、資本の額が五千万円以上の株式会社でなければならない。</p>
<p>第百五十六条の三 証券取引所の会員又は第六十七条第一項に規定する証券業協会の協会員に対し、証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下「信用取引」という。）その他政令で定める取引の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務を営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。</p>	<p>第百五十六条の三 証券取引所の会員に対し、証券会社が顧客に信用を供与して行う有価証券の売買その他の取引（以下「信用取引」という。）の決済に必要な金銭又は有価証券を、当該証券取引所の決済機構を利用して貸し付ける業務を営もうとする者は、内閣総理大臣の免許を受けなければならない。</p>
<p>② 前項の免許を受けようとする株式会社は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号及び資本の額</p> <p>二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所</p> <p>三 役員の名</p> <p>③ 前項の申請書には、定款、業務の内容及び方法を記載した書面その他</p>	<p>② 前項の免許を受けようとする株式会社は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号及び資本の額</p> <p>二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所</p> <p>三 役員の名</p> <p>③ 前項の申請書には、定款、業務の種類及び方法を記載した書面その他</p>

総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第百五十六条の四 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 申請者が資本の額が第百五十六条の二の政令で定める金額以上の株式会社でないとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 申請者が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取り消され、又は第百五十六条第一項若しくは第百五十六条の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 申請者がその役員のうち次のイから八までのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ 第二十八条の四第九号イからへまでに掲げる者

ロ 証券金融会社が第百五十六条の十一第一項の規定により免許を取

総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

第百五十六条の四 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による申請書の提出があつた場合において、その申請者の人的構成、信用状態及び資金調達の能力並びに有価証券市場の状況等に照らし、その申請者が証券金融会社としての業務を行うにつき十分な適格性を有するものであるかどうかを審査しなければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 申請者が資本の額が五千万円以上の株式会社でないとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わった後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。

三 申請者が第百五十六条の十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第三十五条第一項の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消され、取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 申請者がその役員のうち次のイから八までのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

イ 第三十二条第四号イからニまでに掲げる者

ロ 証券金融会社が第百五十六条の十二第一項の規定により免許を取

り消された場合において、その取消しの日以前三十日以内に当該証券
金融会社の取締役であつた者で、その取消しの日から五年を経過す
るまでのもの

八 第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜら
れた役員で、当該処分であつた日から五年を経過するまでのもの

五 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載が
あるとき。

第百五十六条の五 第八十四条及び第八十五条の規定は、証券金融会社の
免許について準用する。この場合において、同条中「大蔵大臣及び内閣
総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「第八十三条第二項各号の
いずれか」とあるのは「第百五十六条の四第二項各号のいずれか」と読
み替えるものとする。

第百五十六条の六 証券金融会社は、第百五十六条の三第一項に規定する
業務の遂行を妨げない限度において、当該業務のほか、次に掲げる業務
を営むことができる。

一 有価証券の貸借（第百五十六条の三第一項に規定する業務を除く。）

（又は有価証券の貸借の媒介若しくは代理

二 証券会社に対する金銭の貸付け（第百五十六条の三第一項に規定す
る業務を除く。）

三 証券会社の顧客に対する金銭の貸付け

四 その他総理府令・大蔵省令で定める業務

り消された場合において、その取消しの日以前三十日以内に当該証券
金融会社の取締役であつた者で、その取消しの日から五年を経過す
るまでのもの

八 第百三条又は第百五十六条の十第三項の規定により解任を命ぜら
れた役員で、当該処分であつた日から五年を経過するまでのもの

五 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載が
あるとき。

第百五十六条の五 第八十四条及び第八十五条の規定は、証券金融会社の
免許について準用する。この場合において、同条中「大蔵大臣及び内閣
総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「第八十三条第二項各号の
いずれか」とあるのは「第百五十六条の四第二項各号のいずれか」と読
み替えるものとする。

第百五十六条の六 証券金融会社は、証券取引所の会員に対する金銭又は
有価証券の貸付に関する業務以外の業務を営もうとするときは、内閣総
理大臣の承認を受けなければならない。

② 証券金融会社は、前項各号の業務を営むときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

③ 証券金融会社は、第一項及び第一百五十六条の三第一項の規定により営む業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

④ 内閣総理大臣は、前項の承認を受けようとする証券金融会社がある場合において、当該証券金融会社がその承認を受けようとする業務を兼ねて営むことが第一百五十六条の三第一項に規定する業務の遂行を妨げるものであると認めるときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、前項の承認を与えないことができる。

第一百五十六条の七 証券金融会社は、第一百五十六条の三第一項に規定する業務の内容若しくは方法を変更しようとするとき、又は資本の額を減少しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

② 証券金融会社は、金銭若しくは有価証券の貸付け（第一百五十六条の三第一項に規定する業務に係るものに限る。）の条件を決定若しくは変更しようとするとき、資本の額を増加しようとするとき、又は商号を変更しようとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。

③ 証券金融会社は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の承認を受けようとする証券金融会社がある場合において、当該証券金融会社がその承認を受けようとする業務を兼ねて営むことが証券取引所の会員に対する金銭又は有価証券の貸付けに関する業務の遂行を妨げるものであると認めるときは、当該証券金融会社に通知して当該職員に審問を行わせた後、同項の承認を与えないことができる。

第一百五十六条の七 証券金融会社は、次に掲げる行為をしようとする場合においては、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

- 一 商号の変更
- 二 発行する株式の総数又は資本の額の変更
- 三 金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件の決定又は変更
- 四 第一百五十六条の九の規定による定款の定の変更

② 内閣総理大臣は、前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第一百五十六条の三第二項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があったとき。

二 前条第二項の届出に係る業務を廃止したとき。

三 前条第三項の承認に係る業務を廃止したとき。

第一百五十六条の八 内閣総理大臣は、証券金融会社の金銭又は有価証券の貸付け（第一百五十六条の三第一項に規定する業務に係るものに限る。）の方法又は条件について、これらが一般の経済状況にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場に不健全な取引の傾向がある場合において、取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場における売買を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があるときは、その変更を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

第一百五十六条の九 証券金融会社の代表取締役は、証券会社の役員及び使用人以外の者でなければならない。

第一百五十六条の八 内閣総理大臣は、証券金融会社の金銭又は有価証券の貸付けの方法又は条件について、これらが一般の経済状況にかんがみて適正を欠くに至つたと認められる場合又は有価証券市場に不健全な取引の傾向がある場合において、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために特に必要があるときは、その変更を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第一百五十六条の九 証券金融会社の代表取締役は、証券会社の役員及び使用人以外の者でなければならない。

② 証券金融会社は、その業務の中正な運営を図るため、その定款において、その取締役の総数のうちに占める証券会社の役員又は使用人である取締役の割合の制限に関する定を設けなければならない。

第一百五十六条の十 第一百五十六条の四第二項第四号イからハまでの一に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。

② 証券金融会社の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失つ。

③ 内閣総理大臣は、不正の手段により証券金融会社の役員となつた者があることを発見したとき、又は証券金融会社若しくはその役員が法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分を違反したときは、当該証券金融会社に対し、その役員を解任を命ずることができる。

第一百五十六条の十一 内閣総理大臣は、証券金融会社が、法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分を違反したときは、その免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一百五十六条の十二 内閣総理大臣は、第一百五十六条の八第一項の規定に

第一百五十六条の十 第一百五十六条の四第二項第四号イからハまでの一に該当する者は、証券金融会社の役員となることができない。

② 証券金融会社の役員が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失つ。

③ 内閣総理大臣は、不正の手段により証券金融会社の役員となつた者があることを発見したとき、又は証券金融会社若しくはその役員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反したときは、当該証券金融会社に対し、その役員を解任を命ずることができる。

第一百五十六条の十一 第一百六条の規定は、証券金融会社の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について準用する。

第一百五十六条の十二 内閣総理大臣は、証券金融会社が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したときは、その免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

よる命令のほか、証券金融会社の業務の運営又は財産の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該証券金融会社に対し、業務の内容若しくは方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二百五十六条の十三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、証券金融会社に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 大蔵大臣は、取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場における売買を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、証券金融会社の業務又は財産に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

第二百五十六条の十四 証券金融会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、営業報告書を作成し、毎営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二百五十六条の十三 内閣総理大臣は、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために必要があると認めるときは、証券金融会社に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員にその業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 大蔵大臣は、有価証券市場における売買取引を公正にし、又は有価証券の流通を円滑にするために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、証券金融会社の業務又は財産に関する資料の提出及び説明を求めることができる。

第二百五十六条の十四 証券金融会社の業務の廃止又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第百五十六条の十五 次に掲げる事項は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 証券金融会社の業務（第百五十六条の三第一項に規定する業務に限る。）の廃止又は解散の決議

二 証券金融会社の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け

第百五十六条の十六 第百五十六条の二から前条までの規定を実施するた
めの手続その他その執行について必要な事項は、総理府令・大蔵省令で
定める。

改正案	現行
<p>第六章 有価証券の取引等に関する規制</p> <p>第百五十七条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること。</p> <p>二 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。</p> <p>三 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。</p> <p>第百五十八条 何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外</p>	<p>第六章 有価証券の取引等に関する規制</p> <p>第百五十七条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等について、不正の手段、計画又は技巧をすること。</p> <p>二 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。</p> <p>三 有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。</p> <p>第百五十八条 何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若し</p>

国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

第百五十九条 何人も、他人をして証券取引所が上場する有価証券（以下

この条において「上場有価証券」という。）、有価証券指数又はオプション（以下この条において「上場有価証券等」という。）について、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券若しくは上場有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数（以下この条において「上場有価証券店頭指数等」という。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると誤解させる等これらの取引の状況に關し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 権利の移転を目的としない仮装の上場有価証券の売買をすること。
二 金銭の授受を目的としない仮装の有価証券指数等先物取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先物取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引をすること。

三 オプションの付与又は取得を目的としない仮装の有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引をすること。

四 自己のする売付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該有価証券を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

くは外国市場証券先物取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

第百五十九条 何人も、他人をして証券取引所に上場する有価証券、有価

証券指数又はオプションについて、有価証券の売買取引等が繁盛に行われていると誤解させる等当該有価証券の売買取引等の状況に關し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該有価証券について、その権利の移転を目的としない仮装の売買取引をすること。

二 当該有価証券指数又は当該有価証券に係る有価証券指数等先物取引について、金銭の授受を目的としない仮装の取引をすること。

三 当該オプションに係る有価証券オプション取引について、当該オプションの付与又は取得を目的としない仮装の取引をすること。

四 自己のする売付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該有価証券を買い付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

五 自己のする買付けと同時期に、それと同価格において、他人が当該有価証券を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをすること。

六 当該有価証券指数又は当該有価証券に係る有価証券指数等先物取引の申込みと同時期に、当該取引の約定指数又は約定数値と同一の約定指数又は約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあ

五 自己のする買付けと同時に、それと同価格において、他人が当該有価証券を売り付けることをあらかじめその者と通謀の上、当該買付けをする事。

六 有価証券指数等先物取引の申込みと同時に、当該取引の約定指数又は約定数値と同一の約定指数又は約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをする事。

七 上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先物取引の申込みと同時に、当該取引の店頭約定指数又は店頭約定数値と同一の店頭約定指数又は店頭約定数値において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをする事。

八 有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引の申込みと同時に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをする事。

九 上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等スワップ取引の申込みと同時に、当該取引の条件と同一の条件において、他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをする事。

十 前各号に掲げる行為の委託等又は受託等をする事。

② 何人も、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバテ

らかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをする事。

七 当該オプションに係る有価証券オプション取引の申込みと同時に、当該取引の対価の額と同一の対価の額において他人が当該取引の相手方となることをあらかじめその者と通謀の上、当該取引の申込みをする事。

八 前各号に掲げる行為の委託又は受託をする事。

② 何人も、証券取引所に上場する有価証券等について、有価証券市場における有価証券の売買取引等を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 単独で又は他人と共同して、当該有価証券の売買取引等が繁盛であると誤解させ、又は当該有価証券等の相場を変動させるべき一連の有価証券の売買取引等又はその委託若しくは受託をする事。

二 当該有価証券等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布する事。

三 当該有価証券の売買取引等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

③ 何人も、単独で又は他人と共同して、政令で定めるところに違反して、有価証券等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもつて、有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等又はその委託若しくは受託をしてはならない。

④ 第一項（第一号、第四号、第五号及び第八号に限る。）、第二項及び前項の規定は、店頭売買有価証券について準用する。この場合において、第一項中「証券取引所に上場する有価証券、有価証券指数又はオプシ

イブ取引（以下この条において「上場有価証券売買等」という。）のうちいずれかの取引を誘引する目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一 上場有価証券売買等が繁盛であると誤解させ、又は取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等又はその委託等若しくは受託等を行うこと。

二 取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場が自己又は他人の操作によつて変動するべき旨を流布すること。

三 上場有価証券売買等を行うにつき、重要な事項について虚偽であり、又は誤解を生じさせるべき表示を故意にすること。

③ 何人も、政令で定めるところに違反して、取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもつて、一連の上場有価証券売買等又はその委託等若しくは受託等をしてはならない。

④ 第一項（第六号を除く。）、第二項及び前項の規定は、店頭売買有価証券の売買及び店頭売買有価証券又は店頭売買有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数に係る有価証券店頭デリバティブ取引について準用する。この場合において、第一項中「証券取引所が上場する有価証券（以下この条において「上場有価証券」という。）、有価証券指数又はオプション（以下この条において「上場有価証券等」という。）について、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券若しくは上場有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数（以下この条において「上場有価証券店頭指

引」について、有価証券の売買取引等」とあるのは、「店頭売買有価証券の売買取引」と、「有価証券の売買取引等」とあるのは、「店頭売買有価証券の売買取引」と、第二項中「証券取引所に上場する有価証券等について、有価証券市場における有価証券の売買取引等」とあるのは、「店頭売買有価証券の店頭売買取引」と、同項第一号中「当該有価証券の売買取引等」とあるのは、「当該店頭売買有価証券の売買取引」と、「当該有価証券等の相場」とあるのは、「その相場」と、「一連の有価証券の売買取引等」とあるのは、「一連の売買取引」と、同項第一号中「有価証券等の相場」とあるのは、「店頭売買有価証券の相場」と、同項第三号中「有価証券の売買取引等」とあるのは、「店頭売買有価証券の売買取引」と、前項中「有価証券等の相場」とあるのは、「店頭売買有価証券の相場」と、「有価証券市場における一連の有価証券の売買取引等」とあるのは、「店頭売買有価証券の一連の店頭売買取引」と読み替えるものとする。

数等」という。)に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引」とあるのは「店頭売買有価証券の売買又は店頭売買有価証券若しくは店頭売買有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数(以下この条において「店頭売買有価証券店頭指数等」という。)に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引」と、同項第一号中「上場有価証券の売買」とあるのは「店頭売買有価証券の売買」と、同項第二号中「有価証券指数等先物取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先渡取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引」とあるのは「店頭売買有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引」と、同項第三号中「有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」とあるのは「店頭売買有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」と、同項第七号中「上場有価証券店頭指数等」とあるのは「店頭売買有価証券店頭指数等」と、同項第八号中「有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」とあるのは「店頭売買有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」と、同項第九号中「上場有価証券店頭指数等」とあるのは「店頭売買有価証券店頭指数等」と、第二項中「上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「上場有価証券売買等」という。)のうちいずれかの取引」とあるのは「店頭売買有価証券の売買又は店頭売買有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「店頭売

買有価証券売買等」という。()のうちいずれかの取引」と、同項第一号中「上場有価証券売買等」とあるのは「店頭売買有価証券売買等」と、「取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場」とあるのは「店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場」と、同項第二号中「取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場」とあるのは「店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場」と、同項第三号中「上場有価証券売買等」とあるのは「店頭売買有価証券売買等」と、前項中「取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場」とあるのは「店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場」と、「上場有価証券売買等」とあるのは「店頭売買有価証券売買等」と読み替えるものとする。

第六十条 前条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された価格、約定指数、約定数値若しくは対価の額により、当該有価証券等について、取引所有価証券市場における有価証券の売買等若しくは店頭売買有価証券市場における有価証券の売買（以下この項において「取引所有価証券市場等における有価証券の売買等」という。）をし、又はその委託をした者が当該取引所有価証券市場等における有価証券の売買等又は委託につき受けた損害を賠償する責めに任ずる。

② 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条第一項から第三項までの規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該

第六十条 前条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された価格、約定指数、約定数値若しくは対価の額により、当該有価証券等について、有価証券市場における有価証券の売買取引等若しくは店頭売買有価証券の店頭売買取引（以下この項において「有価証券市場等における有価証券の売買取引等」という。）をし、又はその委託をした者が当該有価証券市場等における有価証券の売買取引等又は委託につき受けた損害を賠償する責めに任ずる。

② 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条第一項から第三項までの規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該

行為があつた時から三年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。

第六十一条 大蔵大臣は、証券会社若しくは登録金融機関が自己の計算において行う有価証券の売買を制限し、又は証券会社若しくは登録金融機関の行う過大な数量の売買であつて取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認める事項を大蔵省令で定めることができる。

② 前項の規定は、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び有価証券店頭デリバティブ取引について準用する。

第六十一条の二 信用取引その他の大蔵省令で定める取引については、証券会社は、大蔵省令で定めるところにより、顧客から、当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が有価証券の売買その他の取引の公正を確保することを考慮して定める率を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

② 前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

行為があつた時から三年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。

第六十一条 大蔵大臣は、証券取引所の会員が自己の計算において行う有価証券の売買取引を制限し、又は証券取引所の会員が行う過大な数量の売買取引であつて有価証券市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認める事項を大蔵省令で定めることができる。

② 前項の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに証券業協会の協会の行つ店頭売買有価証券の店頭売買取引について準用する。この場合において、証券業協会の協会の行つ店頭売買有価証券の店頭売買取引にあつては、同項中「証券取引所の会員」とあるのは「証券業協会の協会員」と、「有価証券市場の秩序」とあるのは「店頭売買取引の秩序」と読み替えるものとする。

第六十一条の二 信用取引その他の大蔵省令で定める取引については、証券会社は、大蔵省令で定めるところにより、顧客から、当該取引に係る有価証券の時価に大蔵大臣が有価証券の売買その他の取引の公正を確保することを考慮して定める率（百分の三十以上に限る。）を乗じた額を下らない額の金銭の預託を受けなければならない。

② 前項の金銭は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

第六十二条 何人も、政令で定めるところに違反して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券を有しないで若しくは有価証券を借り入れて（これらに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）その売付けをすること又は当該売付けの委託若しくは受託をすること。

二 有価証券の相場が委託当時の相場より騰貴して自己の指値以上となつたときには直ちにその買付けをし、又は有価証券の相場が委託当時の相場より下落して自己の指値以下となつたときには直ちにその売付けをすべき旨の委託をすること。

② 前項第二号の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、有価証券指数等先物取引にあつては同号中「有価証券」とあるのは「約定指数又は約定数値」と、「騰貴して」とあるのは「上昇して」と、「その買付けをし」とあるのは「現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をし」と、「下落して」とあるのは「低下して」と、「その売付けをすべき」とあるのは「現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を下回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をすべき」と、有価証券オプション取引にあつては同号中「有価証券」とあるのは「オプション」と、「その買付けをし」とあるのは「オプションを取得する立場の当事者となり」と、「その売付けをすべき」とあるのは「オプションを付与する立場の当事者となるべき」と読み替えるものとする。

第六十二条 何人も、政令で定めるところに違反して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券を有しないでその売付けをすること。

二 有価証券の相場が委託当時の相場より騰貴して自己の指値以上となつたときには直ちにその買付けをし、又は有価証券の相場が委託当時の相場より下落して自己の指値以下となつたときには直ちにその売付けをすべき旨の委託をすること。

② 前項第二号の規定は、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引について準用する。この場合において、有価証券指数等先物取引にあつては同号中「有価証券」とあるのは「約定指数又は約定数値」と、「騰貴して」とあるのは「上昇して」と、「その買付けをし」とあるのは「現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をし」と、「下落して」とあるのは「低下して」と、「その売付けをすべき」とあるのは「現実指数若しくは現実数値が約定指数若しくは約定数値を下回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となる取引をすべき」と、有価証券オプション取引にあつては同号中「有価証券」とあるのは「オプション」と、「その買付けをし」とあるのは「オプションを取得する立場の当事者となり」と、「その売付けをすべき」とあるのは「オプションを付与する立場の当事者となるべき」と読み替えるものとする。

第六十三條 第二條第一項第四號、第五號の二又は第六號に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第六十六條までにおいて「上場会社等」という。）の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて発行済株式の総数の百分の十以上の株式（株式の所有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。）を有している株主をいう。以下この条から第六十六條までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の同項第四號、第五號の二若しくは第六號に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）その他の政令で定める有価証券（以下この条から第六十六條までにおいて「特定有価証券」という。）又は当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する同項第十號の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連有価証券」という。）に係る買付け等（特定有価証券又は関連有価証券（以下この条から第六十六條までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は売付け等（特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条から第六十五條までにおいて同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等をする場合であつて大蔵省令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）においては、大

第六十三條 第二條第一項第四號、第五號の二又は第六號に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券の発行者（以下この条から第六十六條までにおいて「上場会社等」という。）の役員及び主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて発行済株式の総数の百分の十以上の株式（株式の所有の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定めるものを除く。）を有している株主をいう。以下この条から第六十六條までにおいて同じ。）は、自己の計算において当該上場会社等の同項第四號、第五號の二若しくは第六號に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この条から第六十六條までにおいて「特定有価証券」という。）又は特定有価証券の売買取引に係るオプションの買付け又は売付け（オプションにあつては、取得又は付与。以下この条及び次条において同じ。）をした場合（当該役員又は主要株主が委託者又は受益者である信託の受託者が当該上場会社等の特定有価証券又は特定有価証券の売買取引に係るオプション（以下この条から第六十六條までにおいて「特定有価証券等」という。）の買付け又は売付けをする場合であつて大蔵省令で定める場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）においては、大蔵省令で定めるところにより、その売買（オプションの付与又は取得を含む。以下この項及び次条において同じ。）に関する報告書を売買があつた日の属する月の翌月十五日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

蔵省令で定めるところにより、その売買その他の取引（以下この項及び次条において「売買等」という。）に関する報告書を売買等があつた日の属する月の翌月十五日までに、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合については、この限りでない。

② 前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等を証券会社又は登録金融機関に委託等をして行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社又は登録金融機関を経由して提出するものとする。当該買付け等又は売付け等の相手方が証券会社又は登録金融機関であるときも、同様とする。

第六十四条 上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、自己の計算においてそれに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をして利益を得た場合においては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

② 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員又は出資者を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行つべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行つことができる。

③ 前二項の規定により上場会社等の役員又は主要株主に対して請求する

② 前項に規定する役員又は主要株主が、当該上場会社等の特定有価証券等の買付け又は売付けを証券会社に委託して行つた場合においては、同項に規定する報告書は、当該証券会社を経由して提出するものとする。当該買付け又は売付けの相手方が証券会社であるときも、同様とする。

第六十四条 上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、自己の計算においてその買付けをした後六月以内に売付けをし、又は売付けをした後六月以内に買付けをして利益を得た場合においては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

② 当該上場会社等の株主（保険契約者である社員又は出資者を含む。以下この項において同じ。）が上場会社等に対し前項の規定による請求を行つべき旨を要求した日の後六十日以内に上場会社等が同項の規定による請求を行わない場合においては、当該株主は、上場会社等に代位して、その請求を行つことができる。

③ 前二項の規定により上場会社等の役員又は主要株主に対して請求する

権利は、利益の取得があつた日から二年間、これを行わないときは、消滅する。

④ 大蔵大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。

ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該上場会社等に送付する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

⑤ 前項本文の規定により上場会社等の役員又は主要株主に利益関係書類の写しが送付された場合において、当該役員又は主要株主は、当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、大蔵大臣に、その旨の申立てをすることができる。

⑥ 前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、大蔵大臣に対する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

⑦ 大蔵大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算

権利は、利益の取得があつた日から二年間、これを行わないときは、消滅する。

④ 大蔵大臣は、前条の報告書の記載に基づき、上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合において、報告書のうち当該利益に係る部分（以下この条において「利益関係書類」という。）の写しを当該役員又は主要株主に送付し、当該役員又は主要株主から、当該利益関係書類に関し次項に定める期間内に同項の申立てがないときは、当該利益関係書類の写しを当該上場会社等に送付するものとする。

ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを当該役員若しくは主要株主又は当該上場会社等に送付する前において、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

⑤ 前項本文の規定により上場会社等の役員又は主要株主に利益関係書類の写しが送付された場合において、当該役員又は主要株主は、当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていないと認めるときは、当該利益関係書類の写しを受領した日から起算して二十日以内に、大蔵大臣に、その旨の申立てをすることができる。

⑥ 前項の規定により、当該役員又は主要株主から当該利益関係書類の写しに記載された内容の売買等を行つていない旨の申立てがあつた場合には、第四項本文の規定の適用については、当該申立てに係る部分は、大蔵大臣に対する前条第一項の規定による報告書に記載がなかつたものとみなす。

⑦ 大蔵大臣は、第四項の規定に基づき上場会社等に利益関係書類の写しを送付した場合には、当該利益関係書類の写しを当該送付の日より起算

して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において大蔵大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前に、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

⑧ 前各項の規定は、主要株主が買付け等をし、又は売付け等をしたいずれかの時期において主要株主でない場合及び役員又は主要株主の行う買付け等又は売付け等の態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合においては、適用しない。

⑨ 第四項において、大蔵大臣が上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法については、大蔵省令で定める。

第百六十五条 上場会社等の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該上場会社等の特定有価証券等の売付けその他の取引で政令で定めるもの（以下この条において「特定取引」という。）であつて、当該特定取引に係る特定有価証券の額（特定有価証券の売付けについてはその売付けに係る特定有価証券の額を、その他の取引については大蔵省令で定める額をいう。）が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

二 当該上場会社等の特定有価証券等に係る売付け等（特定取引を除く

して三十日を経過した日から第三項に規定する請求権が消滅する日まで（請求権が消滅する日前において大蔵大臣が第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、当該知つた日まで）公衆の縦覧に供するものとする。ただし、大蔵大臣が、当該利益関係書類の写しを公衆の縦覧に供する前に、第一項の利益が当該上場会社等に提供されたことを知つた場合には、この限りでない。

⑧ 前各項の規定は、主要株主が買付けをし、又は売付けをしたいずれかの時期において主要株主でない場合及び役員又は主要株主の行う買付け又は売付けの態様その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合においては、適用しない。

⑨ 第四項において、大蔵大臣が上場会社等の役員又は主要株主が第一項の利益を得ていると認める場合における当該利益の算定の方法については、大蔵省令で定める。

第百六十五条 上場会社等の役員又は主要株主は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該上場会社等の特定有価証券の売付けであつて、その売付けに係る特定有価証券の額が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

二 当該上場会社等の特定有価証券の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）又は付与（当該オプションの行使により、当該行使をした者が当該取引において買主として

。)であつて、その売付け等において授受される金銭の額を算出する基礎となる特定有価証券の数量として大蔵省令で定める数量が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の数量として大蔵省令で定める数量を超えるもの

第百六十六条 次の各号に掲げる者(以下この条において「会社関係者」という。)であつて、上場会社等の業務等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「売買等」という。)をしてはならない。当該上場会社等の業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該上場会社等(当該上場会社等の親会社を含む。以下この項において同じ。)の役員、代理人、使用人その他の従業者(以下この条及び次条において「役員等」という。)その者の職務に関し知つたとき。

二 当該上場会社等の商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主又は優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして大蔵省令で定める者(当該株主又は普通出資者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む

の地位を取得するものに限る。)であつて、取得し又は付与したオプションが行使された場合に成立する売買取引に係る特定有価証券の額が、その者が有する当該上場会社等の同種の特定有価証券の額として大蔵省令で定める額を超えるもの

第百六十六条 次の各号に掲げる者(以下この条において「会社関係者」という。)であつて、上場会社等の業務等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等の売買(オプションにあつては、付与又は取得をいう。)その他の有償の譲渡又は譲受け(以下この条において「売買等」という。)をしてはならない。当該上場会社等の業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該上場会社等の役員、代理人、使用人その他の従業者(以下この条及び次条において「役員等」という。)その者の職務に関し知つたとき。

二 商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主又は優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして大蔵省令で定める者(当該株主又は普通出資者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条及び

。以下この条及び次条において同じ。）であるときはその役員等を、当該株主又は普通出資者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に関し知つたとき。

三 当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき。

四 当該上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの 当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該上場会社等の業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。） その者の職務に関し知つたとき。

② 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号及び第二号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。二において同じ。

次条において同じ。）であるときはその役員等を、当該株主又は普通出資者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）当該権利の行使に関し知つたとき。

三 当該上場会社等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき。

四 当該上場会社等と契約を締結している者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該上場会社等の役員等以外のもの 当該契約の締結又は履行に関し知つたとき。

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該上場会社等の業務等に関する重要事実を知つた場合におけるその者に限る。） その者の職務に関し知つたとき。

② 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号及び第二号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。二において同じ。

()、転換社債及び新株引受権付社債の発行

ロ 資本の減少

八 商法第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。）による自己の株式の取得

二 株式の分割

ホ 利益若しくは剰余金の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配（その一株若しくは一口当たりの額又は方法が直近の利益若しくは剰余金の配当又は金銭の分配と異なるものに限る。）

へ 合併

ト 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

チ 解散（合併による解散を除く。）

リ 新製品又は新技術の企業化

又 業務上の提携その他のイからリまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二 当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。

イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ロ 主要株主の異動

八 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実

()、転換社債及び新株引受権付社債の発行

ロ 資本の減少

八 商法第二百十条ノ二若しくは第二百十二条ノ二又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定による自己の株式の取得

二 株式の分割

ホ 利益若しくは剰余金の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配（その一株若しくは一口当たりの額又は方法が直近の利益若しくは剰余金の配当又は金銭の分配と異なるものに限る。）

へ 合併

ト 営業又は事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

チ 解散（合併による解散を除く。）

リ 新製品又は新技術の企業化

又 業務上の提携その他のイからリまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二 次に掲げる事実が発生したこと。

イ 災害又は業務に起因する損害

ロ 主要株主の異動

八 特定有価証券等の上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実

二 イから八までに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

三 当該上場会社等の売上高、経常利益若しくは純利益（以下この条において「売上高等」という。）又は第一号ホに規定する配当若しくは分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

四 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

③ 会社関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に關し当該業務等に関する重要事実を知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。

④ 第一項、第二項第一号及び第三号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の売上高等若しくは第二項

二 イから八までに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

三 当該上場会社等の売上高、経常利益又は純利益（以下この条において「売上高等」という。）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

四 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

③ 会社関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知つたものを除く。）は、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等の売買等をしてはならない。

④ 第一項、第二項第一号及び第三号並びに前項の公表がされたとは、上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の売上高等について、当該

第一号ホに規定する配当若しくは分配について、当該上場会社等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会社等が提出した第二十五条第一項に規定する書類（同項第七号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいふ。

⑤ 第一項及び次条において「親会社」とは、他の会社（優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関を含む。以下この項において同じ。）を支配する会社として政令で定めるものをいう。

⑥ 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 新株引受権（優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。）を有する者が当該新株引受権を行使することにより株券（優先出資証券を含む。）を取得する場合

二 転換社債を有する者がその転換の請求により株券を取得する場合

二の二 特定有価証券等に係るオプショナルを取得している者が当該オプショナルを行使することにより特定有価証券等に係る売買等をする場合

二の三 商法第二百十条ノ二第二項第三号に規定する契約に基づき株式の譲渡を請求する権利を有する者が当該権利を行使することにより株式の買付けをする場合

三 商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

上場会社等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該上場会社等が提出した第二十五条第一項に規定する書類（同項第七号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいふ。

⑤ 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 新株引受権（優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。）を有する者が当該新株引受権を行使することにより株券（優先出資証券を含む。）を取得する場合

二 転換社債を有する者がその転換の請求により株券を取得する場合

三 商法第二百四十五条ノ二、第三百四十九条第一項若しくは第四百八条ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十四条ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき売買等をする場合

四 当該上場会社等の株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等又は特定有価証券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の買付け（オプションにあつては、取得をいう。次号において同じ。）その他の有償の譲受けをする場合

四の二 商法第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の商法第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十二条ノ二第一項の規定による定時総会の決議若しくは同法第二百七十五条第一項の規定による株主総会の決議若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づいて行う決議等（以下この号において「定時総会決議等」という。）について第一項に規定する公表（当該定時総会決議等の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該定時総会決議等の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。）がされた後、当該定時総会決議等に基づいて当該自己

四 当該上場会社等の株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等の買付け（オプションにあつては、取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をいう。）その他の有償の譲受けをする場合

四の二 商法第二百十条ノ二若しくは第二百十二条ノ二又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定による自己の株式の取得についての当該上場会社等の商法第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十二条ノ二第一項の規定による定時総会の決議又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条第一項に規定する取締役会の決議（同条第四項に規定する事項に係るものに限る。以下この号において同じ。）について第一項に規定する公表（当該定時総会の決議又は当該取締役会の決議の内容が当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定と同一の内容であり、かつ、当該定時総会の決議又は当該取締役会の決議の前に当該決定について同項に規定する公表がされている場合の当該公表を含む。）がされた後、当該定時総会の決議又は当該取締役会の決議に基づいて当該自己の株式に係る株券の買付けをする場合（当該自己の株式の取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の同項に規定する業務等に関

の株式に係る株券若しくは株券に係る権利を表示する第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この号において「株券等」という。）又は株券等の売買に係るオプション

（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。以下この号において同じ。）の買付けをする場合（当該自己の株式の

取得についての当該上場会社等の業務執行を決定する機関の決定以外の第一項に規定する業務等に関する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合）当該自己の株式の取得以外の商法第二百十条ノ二、第二百十二条第一項本文若しくは第二百十二条ノ二若しくは株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律第三条の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己の株式の取得について、この号の規定に基づいて当該自己の株式に係る株券等又は株券等の売買に係るオプションの買付けをする場合を除く。）を除く。）

五 第五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより売買等をする場合

六 第二条第一項第四号に掲げる社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）その他の政令で定める有価証券に係る売買等をする場合（大蔵省令で定める場合を除く。）

七 第一項又は第三項の規定に該当する者の間において、売買等を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等

する重要事実について、同項に規定する公表がされていない場合を除く。）

五 第五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより売買等をする場合

六 第二条第一項第四号に掲げる社債券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）その他の政令で定める有価証券又は当該有価証券の売買取引に係るオプションの売買等をする場合（大蔵省令で定める場合を除く。）

七 第一項又は第三項の規定に該当する者の間において、売買等を有価証券市場によらないで（当該売買等に係る特定有価証券等が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該店頭売買有価証券を登録する証

について、更に第一項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知つている場合を除く。)

八 上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合(大蔵省令で定める場合に限る。)

第六百六十七条 次の各号に掲げる者(以下この条において「公開買付者等関係者」という。)であつて、第二十七条の二第一項に規定する株券等で証券取引所に上場されているもの若しくは店頭売買有価証券に該当するもの(以下この条において「上場等株券等」という。)の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)若しくはこれに準ずる行為として政令で定めるもの又は上場株券等の第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け(以下この条において「公開買付け等」という。)をする者(以下この条において「公開買付者等」という。)(の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の

券業協会の協会員が自己又は他人の計算において行う売買等によらな(いで)する場合(当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等について、更に第一項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知つている場合を除く。)

八 上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等の売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等の売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合(大蔵省令で定める場合に限る。)

第六百六十七条 次の各号に掲げる者(以下この条において「公開買付者等関係者」という。)であつて、第二十七条の二第一項に規定する株券等で証券取引所に上場されているもの若しくは店頭売買有価証券に該当するもの(以下この条において「上場等株券等」という。)の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)若しくはこれに準ずる行為として政令で定めるもの又は第二十七条の二十二の二第一項に規定する上場等株券の同項に規定する公開買付け(以下この条において「公開買付け等」という。)をする者(以下この条において「公開買付者等」という。)(の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に

公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは転換社債券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「特定株券等」という。）又は当該特定株券等に係るオプションを表示する第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「関連株券等」という。）に係る買付け等（特定株券等又は関連株券等（以下この条において「株券等」という。）の買付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等（株券等の売付けその他の取引で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該公開買付者等（その者が法人であるときは、その親会社を含む。以下この項において同じ。）の役員等（当該公開買付者等が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）その者の職務に関し知つたとき。

二 当該公開買付者等の商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主（当該株主が法人であるときはその役員等を、当該株主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。） 当該権

関する事実の公表がされた後でなければ、公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等又は上場等株券の発行者である会社の発行する株券若しくは転換社債券その他の政令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）又は当該有価証券の売買取引に係るオプションの買付けその他の有償の譲受け（以下この条において「買付け等」という。）をしてはならず、公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等又は上場等株券の発行者である会社の発行する株券等又は当該株券等の売買取引に係るオプションの売付けその他の有償の譲渡（以下この条において「売付け等」という。）をしてはならない。当該公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた公開買付者等関係者であつて、当該各号に掲げる公開買付者等関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該公開買付者等の役員等（当該公開買付者等が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人）その者の職務に関し知つたとき。

二 当該公開買付者等の商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主（当該株主が法人であるときはその役員等を、当該株主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。） 当該権

利の行使に関し知つたとき。

三 当該公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき。

四 当該公開買付者等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該公開買付者等が法人であるときはその役員等以外のもの、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人以外のもの 当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき。

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該公開買付者等の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知つた場合におけるその者に限る。） その者の職務に関し知つたとき。

② 前項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実とは、公開買付者等（当該公開買付者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。以下この項において同じ。）が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は公開買付者等が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

利の行使に関し知つたとき。

三 当該公開買付者等に対する法令に基づく権限を有する者 当該権限の行使に関し知つたとき。

四 当該公開買付者等と契約を締結している者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）であつて、当該公開買付者等が法人であるときはその役員等以外のもの、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人以外のもの 当該契約の締結又は履行に関し知つたとき。

五 第二号又は前号に掲げる者であつて法人であるものの役員等（その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第二号又は前号に定めるところにより当該公開買付者等の公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を知つた場合におけるその者に限る。） その者の職務に関し知つたとき。

② 前項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実とは、公開買付者等（当該公開買付者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。以下この項において同じ。）が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は公開買付者等が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く。

③ 第一項に規定する買付けには、オプションの取得（オプションの行使

③ 公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（以下この条において「公開買付け等事実」という。）の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であつて、その者の職務に關し当該公開買付け等事実を知つたものは、当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施に關する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をしてはならず、同項に規定する公開買付け等の中止に關する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をしてはならない。

により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を含むものとし、同項に規定する売付けには、オプションの取得（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において売主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る株券等の売買取引において買主としての地位を取得するものに限る。）を含むものとする。

④ 公開買付者等関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該公開買付者等関係者が第一項各号に定めるところにより知つた同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（以下この条において「公開買付け等事実」という。）の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該公開買付け等事実を知つたものを除く。）は、当該公開買付け等事実の公表がされた後でなければ、同項に規定する公開買付け等の実施に關する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等又は上場等株券の発行者である会社の発行する株券等（株券等の売買取引に係るオプションを含む。以下この条において同じ。）の買付け等をしてはならず、同項に規定する公開買付け等の中止に關する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る上場株券等又は上場等株券の発行者である会社の発行する株券等の売付け等を

又は売付け等をする場合

四 公開買付者等の要請（当該公開買付者等が会社である場合には、その取締役会が決定したものに限り。）に基づいて当該公開買付け等に係る上場等株券等（上場等株券等の売買に係るオプションを含む。以下この号において同じ。）の買付け等をする場合（当該公開買付者等に当該上場等株券等の売付け等をする目的をもつて当該上場等株券等の買付け等をする場合に限り。）

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請に基づいて当該上場等株券等（上場等株券等の売買に係るオプションを含む。）の買付け等をする場合

六 第五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより株券等に係る買付け等又は売付け等をする場合

七 第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた者が当該公開買付け等の実施に関する事実を知つている者から買付け等を取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実を知つた者が当該公開買付け等の中止に関する事実を知つている者に売付け等を取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売付け等に係る者の双方において、当該売付け等に係る株券等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売付け等が行われることとなることを知つている場合を除く。）

売付け等をする場合

四 公開買付者等の要請（当該公開買付者等が会社である場合には、その取締役会が決定したものに限り。）に基づいて当該公開買付け等に係る上場株券等（上場株券等の売買取引に係るオプションを含む。以下この号において同じ。）の買付け等をする場合（当該公開買付者等に当該上場株券等の売付け等をする目的をもつて当該上場株券等の買付け等をする場合に限り。）

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る上場株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請に基づいて当該上場株券等（上場株券等の売買取引に係るオプションを含む。）の買付け等をする場合

六 第五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより株券等の買付け等又は売付け等をする場合

七 第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた者が当該公開買付け等の実施に関する事実を知つている者から買付け等を有価証券市場によらないで（当該買付け等に係る株券等が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会の協会員が自己又は他人の計算において行う買付け等によらないで）する場合又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実を知つた者が当該公開買付け等の中止に関する事実を知つている者に売付け等を有価証券市場によらないで（当該売付け等に係る株券等が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該店頭売買有価証券を登録

八 公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づき買付け等又は売付け等であることが明らか買付け等又は売付け等をする場合（大蔵省令で定める場合に限る。）

第百六十七条の二 何人も、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場に類似する市場を開設してはならない。

② 何人も、前項に規定する類似する市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一 有価証券の売買

二 有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引と類似の有価証券店頭デリバティブ取引

③ 前二項の規定は、第二十九条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社又は外国証券業者に関する法律第七条第一項第三号に掲げる

する証券業協会の協会員が自己又は他人の計算において行う売付け等によらないで）する場合（当該売付け等に係る者の双方において、当該売付け等に係る株券等について、更に同項又は第四項の規定に違反して売付け等が行われることとなることを知っている場合を除く。）

八 公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る上場株券等若しくは上場等株券の発行者である会社の発行する株券等の買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る上場株券等若しくは上場等株券の発行者である会社の発行する株券等の買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づき買付け等又は売付け等であることが明らか買付け等又は売付け等をする場合（大蔵省令で定める場合に限る。）

業務の認可を受けた外国証券会社が当該認可を受けた業務を行う場合には、適用しない。

第六十八條 何人も、有価証券等の相場を偽つて公示し、又は公示し若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、若しくは頒布してはならない。

② 何人も、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関の請託を受けて、公示し又は頒布する目的をもつてこれらの者の発行、分担又は取扱いに係る有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又は頒布してはならない。

③ 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項の請託をしてはならない。

第六十九條 何人も、発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は第二十七條の第三項（第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者等から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券、発行者又は第二十七條の第三項（第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者に関し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をして行う旨の表示を併せてしなければならない。ただし、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価と

第六十八條 何人も、有価証券等の相場を偽つて公示し、又は公示し若しくは頒布する目的をもつて有価証券等の相場を偽つて記載した文書を作成し、若しくは頒布してはならない。

② 何人も、発行者、引受人又は証券会社の請託を受けて、公示し又は頒布する目的をもつてこれらの者の発行、分担又は取扱いに係る有価証券に関し重要な事項について虚偽の記載をした文書を作成し、又は頒布してはならない。

③ 発行者、引受人又は証券会社は、前項の請託をしてはならない。

第六十九條 何人も、有価証券の発行者、引受人、証券会社又は第二十七條の第三項（第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者等から対価を受け、又は受けるべき約束をして、有価証券、有価証券の発行者又は第二十七條の第三項（第二十七條の二十二の第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者に関し投資についての判断を提供すべき意見を新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いて一般に表示する場合には、当該対価を受け、又は受けるべき約束をして行う旨の表示を併せてしなければならない。ただし、広告料を受け、又は受けるべき約束をしている者が、当該広告料を対価とし、広告として表示す

し、広告として表示する場合には、この限りでない。

第七十条 何人も、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対するもの（次条において「有価証券の不特定多数者向け勧誘等」という。）を行うに際し、不特定かつ多数の者に対して、これらの者の取得する当該有価証券を、自己又は他人が、あらかじめ特定した価格（あらかじめ特定した額につき一定の基準により算出される価格を含む。以下この条において同じ。）若しくはこれを超える価格により買い付ける旨又はあらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により売り付けることをあつせんする旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。ただし、当該有価証券が、第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他大蔵省令で定める有価証券である場合は、この限りでない。

第七十一条 有価証券の不特定多数者向け勧誘等（第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他大蔵省令で定める有価証券に係るものを除く。以下この条において同じ。）をする者又はこれらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該有価証券の不特定多数者向け勧誘等に際し、不特定かつ多数の者に対して、当該有価証券に関し一定の期間につき、利益の配当、収益の分配その他いかなる名称をもつてするを問わ

る場合については、この限りでない。

第七十条 何人も、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘又は既に発行された有価証券の売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘のうち、不特定かつ多数の者に対するもの（次条において「有価証券の不特定多数者向け勧誘等」という。）を行うに際し、不特定かつ多数の者に対して、これらの者の取得する当該有価証券を、自己又は他人が、あらかじめ特定した価格（あらかじめ特定した額につき一定の基準により算出される価格を含む。以下この条において同じ。）若しくはこれを超える価格により買い付ける旨又はあらかじめ特定した価格若しくはこれを超える価格により売り付けることをあつせんする旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をしてはならない。ただし、当該有価証券が、第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他大蔵省令で定める有価証券である場合は、この限りでない。

第七十一条 有価証券の不特定多数者向け勧誘等（第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券その他大蔵省令で定める有価証券に係るものを除く。以下この条において同じ。）をする者又はこれらの者の役員、相談役、顧問その他これらに準ずる地位にある者若しくは代理人、使用人その他の従業者は、当該有価証券の不特定多数者向け勧誘等に際し、不特定かつ多数の者に対して、当該有価証券に関し一定の期間につき、利益の配当、収益の分配その他いかなる名称をもつてするを問わ

ず、一定の額（一定の基準によりあらかじめ算出することができる額を含む。以下この条において同じ。）又はこれを超える額の金銭（処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができものを含む。）の供与（商法第二百九十一条第一項に規定する利息の配当その他大蔵省令で定めるものを除く。）が行われる旨の表示（当該表示と誤認されるおそれがある表示を含む。）をしてはならない。ただし、当該表示の内容が予想に基づくものである旨が明示されている場合は、この限りでない。

ず、一定の額（一定の基準によりあらかじめ算出することができる額を含む。以下この条において同じ。）又はこれを超える額の金銭（処分することにより一定の額又はこれを超える額の金銭を得ることができものを含む。）の供与（商法第二百九十一条第一項に規定する利息の配当その他大蔵省令で定めるものを除く。）が行われる旨の表示（当該表示と誤認されるおそれがある表示を含む。）をしてはならない。ただし、当該表示の内容が予想に基づくものである旨が明示されている場合は、この限りでない。

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

改正案

現行

第七十二條から第七十五條まで 削除

第七章 仲介

第七十二條 証券会社の行う有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等又は会員の行う有価証券市場における有価証券の売買取引等につき争いがある場合においては、当事者は、その争いの解決を図るため、内閣総理大臣に申し立て、仲介を求めることができる。

第七十三條 前條の規定による申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を内閣総理大臣に提出して、しなければならない。

- 一 申立人の氏名又は名称、職業及び住所
- 二 争いの相手方の氏名又は名称、職業及び住所
- 三 申立ての趣旨
- 四 争いの実情
- 五 参考となる書類の表示
- 六 申立ての年月日

第七十四條 内閣総理大臣は、第七十二條の規定による申立てを受理したときは、期日を定めて、申立人及び相手方の出頭を求め、当該職員

をしてその意見を聴取させ、仲介を行うことを適当と認めるときは、当該職員をしてその申立てに係る争いの解決に必要な協定案を作成させるものとする。

② 前項の出頭を求められた当事者は、自ら出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、代理人を出頭させることができる。

第一百七十五条 内閣総理大臣は、前条第一項の協定案を争いの当事者に示し、その受諾を勧告する。

第一百七十六条 当事者は、第一百七十四条第一項の協定案を受諾したときは協定書を作成し、その双方が署名押印して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第一百七十七条 当事者が第一百七十四条第一項の協定案を受諾したにもかかわらず、その一方が協定を履行しないときは、その相手方はその旨を内閣総理大臣に報告するものとする。

第一百七十八条 証券会社又は会員が第一百七十四条第一項の協定案を受諾したにもかかわらず協定を履行しないときは、内閣総理大臣は、六月以内の営業の停止又は有価証券市場における有価証券の売買取引等の停止を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わな

ければならない。

第一百七十九条 内閣総理大臣は、当事者の一方又は双方が第七十四条第一項の協定案を受諾することを拒否した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当事者の秘密を除き、仲介の経過及び協定案を理由を示し公表することができる。

第一百八十条から第一百八十五条まで 削除

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

改正案

現行

第七章 雑則

第八章 雑則

第百八十六条 内閣総理大臣又は大蔵大臣及び内閣総理大臣は、この法律の規定により当該職員をして審問を行わせようとする場合において、審問される者が正当な理由がないのに応じないときは、審問を行わせないで当該規定に定める処分をすることができる。

第百八十六条 内閣総理大臣又は大蔵大臣及び内閣総理大臣は、この法律の規定により当該職員をして審問を行わせようとする場合において、審問される者が正当な理由がないのに応じないときは、審問を行わせないで当該規定に定める処分をすることができる。

② 内閣総理大臣又は大蔵大臣及び内閣総理大臣が当該職員をして審問を行わせようとする者に通知する場合においては、審問の事項及び期日を明らかにして、これをしなければならぬ。

② 内閣総理大臣又は大蔵大臣及び内閣総理大臣が当該職員をして審問を行わせようとする者に通知する場合においては、審問の事項及び期日を明らかにして、これをしなければならぬ。

③ 審問は、公開して行う。ただし、審問される者から非公開の申出があつたとき（非公開を相当とする理由があると認められるときに限る。）又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

③ 審問は、公開して行う。ただし、審問される者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

④ 内閣総理大臣又は大蔵大臣及び内閣総理大臣は、この法律の規定により当該職員をして審問を行わせた場合においては、その記録を作成し、これを十年間保存しなければならない。

④ 内閣総理大臣又は大蔵大臣及び内閣総理大臣は、この法律の規定により当該職員をして審問を行わせた場合においては、その記録を作成し、これを十年間保存しなければならない。

第百八十六条の二 この法律の規定による処分に係る聴聞は、公開して行う。ただし、聴聞される者から非公開の申出があつたとき（非公開を相当とする理由があると認められるときに限る。）又は公益上必要があると認めるとき、

第百八十六条の二 この法律の規定による処分に係る聴聞は、公開して行う。ただし、聴聞される者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

ると認めるときは、この限りでない。

第百八十七条 内閣総理大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣は、この法律の規定による審問、この法律の規定による処分に係る聴聞又は第百九十二条の規定による申立てについて、必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

- 一 関係人若しくは参考人に出頭を命じて意見を聴取し、又はこれらの者から意見書若しくは報告書を提出させること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 関係人の業務若しくは財産の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること。

第百八十八条 証券会社、証券業協会、投資者保護基金、証券取引所若しくはその会員又は証券金融会社は、別にこの法律で定める場合のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

第百八十九条 内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令（以下この条において「外国証券法令」という。）を執行する当局（以下この条

第百八十七条 内閣総理大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣又は大蔵大臣は、第百七十二条の規定による仲介、この法律の規定による審問、この法律の規定による処分に係る聴聞又は第百九十二条の規定による申立てについて、必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

- 一 関係人若しくは参考人に出頭を命じて意見を聴取し、又はこれらの者から意見書若しくは報告書を提出させること。
- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。
- 四 関係人の業務若しくは財産の状況又は帳簿書類その他の物件を検査すること。

第百八十八条 証券会社、証券業協会又は証券取引所若しくはその会員は、別にこの法律で定める場合のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類を作成し、これを保存し、又は業務に関する報告を提出しなければならない。

第百八十九条 内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令（以下この条において「外国証券法令」という。）を執行する当局（以下この条

において「外国証券規制当局」という。）から、その所掌に属する当該外国証券法令を執行するために行う行政上の調査に関し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として有価証券の売買その他の取引を行う者その他関係人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

② 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。

一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外国証券規制当局の保証がないとき。

二 当該外国証券規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国の資本市場に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該外国証券規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

③ 第一項の協力の要請が外国証券規制当局による当該外国証券法令に基づく行政処分（当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。）を目的とする場合には、当該要請に応ずるに当たつて、内閣総理大臣は、外務大臣に協議するものとする。

④ 第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されな

において「外国証券規制当局」という。）から、その所掌に属する当該外国証券法令を執行するために行う行政上の調査に関し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として有価証券の売買その他の取引を行う者その他関係人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

② 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。

一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外国証券規制当局の保証がないとき。

二 当該外国証券規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国の資本市場に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

③ 第一項の協力の要請が外国証券規制当局による当該外国証券法令に基づく行政処分（当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。）を目的とする場合には、当該要請に応ずるに当たつて、内閣総理大臣は、外務大臣に協議するものとする。

④ 第一項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における刑事事件の捜査に使用されないよう適切な措置

いよう適切な措置がとられなければならない。

⑤ 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十条 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、
第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第三項、第六十五条の第二項、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第五十四条、第五十六条の十三第一項又は第八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

② 前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十一条 第八十七条第一号又は第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、旅費その他の費用を請求することができる。

第九十二条 裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は大蔵大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるとができる。

がとられなければならない。

⑤ 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十条 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、
第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条第一項若しくは第三項、第六十五条の第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第五十四条、第五十六条の十三第一項又は第八十七条第四号の規定により検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、検査の相手方に提示しなければならない。

② 前項に規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九十一条 第八十七条第一号又は第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、旅費その他の費用を請求することができる。

第九十二条 裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は大蔵大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができるとができる。

② 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができるとができる。

③ 前二項の事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

④ 第一項及び第二項の裁判については、非訟事件手続法の定めるところによる。

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、大蔵大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて大蔵省令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

第九十三條之二 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で大蔵省令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三號）第十六條の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人の監査証明を受けなければならぬ。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

② 前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四條又は第三十四條の十一第一項

② 裁判所は、前項の規定により発した命令を取り消し、又は変更することができるとができる。

③ 前二項の事件は、被申立人の住所地の地方裁判所の管轄とする。

④ 第一項及び第二項の裁判については、非訟事件手続法の定めるところによる。

第九十三條 この法律の規定により提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類は、大蔵大臣が一般に公正妥当であると認められるところに従つて大蔵省令で定める用語、様式及び作成方法により、これを作成しなければならない。

第九十三條之二 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で大蔵省令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三號）第十六條の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人の監査証明を受けなければならぬ。ただし、監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

② 前項の特別の利害関係とは、公認会計士又は監査法人が同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類を提出する者との間に有する公認会計士法第二十四條又は第三十四條の十一第一項

に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業、事業若しくは財産經理に關して有する関係で、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めて大蔵省令で定めるものをいう。

③ 第一項の監査証明は、大蔵省令で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。

④ 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、第一項の監査証明を行つた公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

⑤ 公認会計士又は監査法人が第一項に規定する財務計算に関する書類について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十条又は第三十四条の二十一第一項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、大蔵大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

⑥ 大蔵大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該公認会計士又は監査法人に通知し、かつ、公表しなければならない。

第百九十四条 何人も、政令で定めるところに違反して、証券取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者に議決権の

に規定する関係及び公認会計士又は監査法人がその者に対し株主若しくは出資者として有する関係又はその者の営業、事業若しくは財産經理に關して有する関係で、大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めて大蔵省令で定めるものをいう。

③ 第一項の監査証明は、大蔵省令で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。

④ 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めるときは、第一項の監査証明を行つた公認会計士又は監査法人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

⑤ 公認会計士又は監査法人が第一項に規定する財務計算に関する書類について監査証明をした場合において、当該監査証明が公認会計士法第三十条又は第三十四条の二十一第一項第一号若しくは第二号に規定するものであるときその他不正なものであるときは、大蔵大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

⑥ 大蔵大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該公認会計士又は監査法人に通知し、かつ、公表しなければならない。

第百九十四条 何人も、政令で定めるところに違反して、証券取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者に議決権の

行使を代理させることを勧誘してはならない。

第九十四条の二 外国有価証券市場において行われる有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理に対しこの法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国有価証券市場において行われるこれらの取引に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十四条の三 内閣総理大臣は、証券会社又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に關し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定による第二十八条の登録の取消し

三 第五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四 第五十六条の十一第一項の規定による第五十六条の三第一項の免許の取消し

第九十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。ただし、第七十九条の

行使を代理させることを勧誘してはならない。

第九十四条の二 外国有価証券市場において行われる有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理に対しこの法律の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国有価証券市場において行われるこれらの取引に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十四条の三 内閣総理大臣は、証券会社又は証券金融会社に対し次に掲げる処分をすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に關し、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

三 第五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

四 第五十六条の十二第一項の規定による第五十六条の三第一項の免許の取消し

第九十四条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

五十三第三項の規定により大蔵大臣に通知したときは、この限りでない。

一 第二十八条の規定による登録

二 第二十九条第一項の規定による認可

三 第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項若しくは第二項の規定による命令

四 第五十六条第一項、第五十六条の二第三項又は第五十六条の三の規定による第二十八条の登録の取消し

五 第五十六条第一項の規定による第二十九条第一項の認可の取消し

六 第五十六条の三第一項の規定による免許

七 第五十六条の十一第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

八 第五十六条の十一第一項の規定による第五十六条の三第一項の免許の取消し

九 第五十六条の十五の規定による認可

② 内閣総理大臣は、第五十五条第一項又は第四項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。

第九十四条の五 大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

② 大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券会社、登

一 第二十八条第一項の規定による免許

二 第三十四条の規定による認可

三 第三十五条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による命令

四 第三十五条第一項の規定による第二十八条第一項の免許の取消し

五 第五十六条の三第一項の規定による免許

六 第五十六条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

七 第五十六条の十二第一項の規定による第五十六条の三第一項の免許の取消し

八 第五十六条の十四の規定による認可

第九十四条の五 大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

② 大蔵大臣は、証券取引に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、証券会社、認

録金融機関、証券金融会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第九十四條の六 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第六十八條第二項の規定による認可
- 二 第七十二條又は第七十九條の十三第一項の規定による第六十八條第二項の認可の取消し
- 三 第八十一條第二項の規定による免許
- 四 第八十五條又は第一百五十五條第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定による第八十一條第二項の免許の取消し
- 五 第一百五十五條第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により閣議の決定を経て行う業務の全部又は一部の停止の命令
- 六 第一百五十六條の三第一項の規定による免許
- 七 第一百五十六條の十一第一項の規定による第一百五十六條の三第一項の免許の取消し
- 八 第九十四條の四第一項第六号又は第八号の規定による通知

② 金融監督庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限

可を受けた金融機関、証券金融会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第九十四條の六 内閣総理大臣は、この法律による権限（次に掲げるものを除く。）を金融監督庁長官に委任する。

- 一 第二十八條第一項の規定による免許
- 二 第三十五條第一項の規定による第二十八條第一項の免許の取消し
- 三 第六十八條第二項の規定による認可
- 四 第七十二條又は第七十九條の十三第一項の規定による第六十八條第二項の認可の取消し
- 五 第八十一條第二項の規定による免許
- 六 第八十五條又は第一百五十五條第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定による第八十一條第二項の免許の取消し
- 七 第一百五十六條の三第一項の規定による免許
- 八 第一百五十六條の十二第一項の規定による第一百五十六條の三第一項の免許の取消し
- 九 第九十四條の四（同条第一号、第四号、第五号及び第七号に係る部分に限る。）の規定による通知

② 金融監督庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下この条及び次条において「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限

は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十九条第一項及び第三項の規定による権限（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第六十五条の第二十項の規定による権限（有価証券の売買その他の取引又は第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為若しくは第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三 第七十九条の十四の規定による権限（有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係る証券業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

四 第五十四条の規定による権限（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

③ 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第五十五条第一項及び第三項の規定による権限（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第六十五条の第二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による権限（有価証券の売買その他の取引又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

三 第七十九条の十四の規定による権限（有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等の公正の確保に係る証券業協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

四 第五十四条の規定による権限（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

③ 金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

④ 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

⑤ 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

⑥ 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十四条の七 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第四項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第九十五条 この法律施行の際現に効力を有する他の法律の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が優先する。

第九十五条の二 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。

第九十六条 この法律のある規定が無効であるとされた場合においても、この法律の他の規定は、これによつて影響されることはない。

第九十六条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する

④ 委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

⑤ 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

⑥ 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十四条の七 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第四項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第九十五条 この法律施行の際現に効力を有する他の法律の規定がこの法律の規定に抵触する場合には、この法律の規定が優先する。

第九十五条の二 この法律の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を排除し、又は同法に基く公正取引委員会の権限を制限するものと解釈してはならない。

第九十六条 この法律のある規定が無効であるとされた場合においても、この法律の他の規定は、これによつて影響されることはない。

第九十六条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する

場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

改正案

第八章 罰則

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは

現行

第九章 罰則

第百九十七条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第三項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の八第一項及び第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類又は第二十四条第一項若しくは

第三項（これらの規定を同条第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をした者

三 第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する

第二項（これらの規定を同条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十四条の第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告又は公表に当たり、重要な事項につき虚偽の表示をした者

三 第二十七条の三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する

場合を含む。）、の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第二十七条の二十二の三第一項又は第二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行った者

五 第五十七条、第五十八条又は第五十九条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）、の規定に違反した者

② 財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等を行った者は、五年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

第九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し又は同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資

場合を含む。）、の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第二十七条の二十二の三第一項又は第二項の規定による公表を行わず、又は虚偽の公表を行った者

五 第五十七条又は第五十九条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）、の規定に違反した者

六 第五十八条の規定に違反した者

第九十八條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による届出を必要とする有価証券の募集若しくは売出し又は同条第二項の規定による届出を必要とする適格機関投資

家向け証券の一般投資者向け勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し若しくは適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘又はこれらの取扱いをした者

二 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第六項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し又は送付した者

三 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第七項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の八第九項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準

家向け証券の一般投資者向け勧誘について、これらの届出が受理されていないのに当該募集、売出し若しくは適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘又はこれらの取扱いをした者

二 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出又は送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となった書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出し又は送付した者

三 第十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第七項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の八第九項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準

用する場合を含む。()の規定による公告を行わない者

五 第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による有価証券報告書若しくはその添付書類、第二十四条の二第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付届出書、第二十七条の十一第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者

六 第二十四条第六項若しくは第二十四条の二第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の五第四項若しくは第二十四条の五第五項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による添付書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項から第三項までの規定による自己株券

用する場合を含む。()の規定による公告を行わない者

五 第二十四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項(第二十七条において準用する場合を含む。)及び第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条第五項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による有価証券報告書若しくはその添付書類、第二十四条の二第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する第十条第一項の規定による訂正報告書、第二十七条の三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付届出書、第二十七条の十一第三項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付撤回届出書、第二十七条の十三第二項(第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公開買付報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書を提出しない者

六 第二十四条第五項若しくは第二十四条の二第一項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条の五第一項(同条第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)若しくは第二十四条の五第三項若しくは第二十四条の五第四項(これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による添付書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書、第二十四条の六第一項若しくは第二項の規定による自己株券

買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの公衆縦覧にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆に縦覧した者

八 第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付説明書又は第二十七条の九第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

九 第二十七条の十一第一項ただし書（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けの撤回等を行う旨を第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準

買付状況報告書若しくはその訂正報告書、第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書、第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書、第二十七条の二十五第一項若しくは第二十七条の二十六第二項の規定による変更報告書又は第二十七条の二十五第四項若しくは第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者

七 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの公衆縦覧にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆に縦覧した者

八 第二十七条の九第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付説明書又は第二十七条の九第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により訂正した公開買付説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者

九 第二十七条の十一第一項ただし書（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないにもかかわらず、第二十七条の十一第一項本文（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けの撤回等を行う旨を第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準

用する場合を含む。)に規定する日刊新聞紙に掲載して公告を行った者

十 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行った者

十一 第二十八条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けずに証券業を営んだ者

十二 不正の手段により第二十八条の登録を受けた者

十三 第三十五条の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

十四 第五十六条の三第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けず、又は同項に規定する業務を営んだ者

十五 第六十六条第一項若しくは第三項又は第六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

十六 第六十七条の二第一項の規定に違反した者

十七 第九十二条の規定による裁判所の命令に違反した者

第九十八条の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第九十七条第一項第五号若しくは第二項又は前条第十五号の罪の犯行為により得た財産

用する場合を含む。)に規定する日刊新聞紙に掲載して公告を行った者

十 第二十七条の二十二の三第二項の規定による通知を行わず、又は虚偽の通知を行った者

十一 第二十八条第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けずに証券業を営んだ者(同条第二項に掲げる種類別に受けた免許に係る業務以外の証券業を営んだ者を含む。)

十二 第四十四条の規定に違反して他人に証券業を営ませた者

十三 第八十七条の二第一項の規定に違反した者

十四 第五十六条の三第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けず、又は同項に規定する業務を営んだ者

十五 第六十六条第一項若しくは第三項又は第六十七条第一項若しくは第四項の規定に違反した者

十六 第九十二条の規定による裁判所の命令に違反した者

二 前号に掲げる財産の対価として得た財産又は同号に掲げる財産がオプシヨンその他の権利である場合における当該権利の行使により得た財産

② 前項の規定により財産を没収すべき場合において、これを没収することができないときは、その価額を犯人から追徴する。

第九十八条之三 第四十二条の二第一項（第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合には、その行為をした証券会社又は金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条之四 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十七条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分（第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三 第七十九条の十三第一項若しくは第一百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第一百五十六条の十一第一項の規定による停止の

第九十八条之二 第五十条の三第一項（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した場合には、その行為をした証券会社又は金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八条之三 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

二 第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

三 第七十九条の十三第一項若しくは第一百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第一百五十六条の十二第一項の規定による停止の

処分に違反したとき。

第百九十八条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八条の二（第六十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三第二項若しくは第三項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第四十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百五十六条の十四の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三 第五十条若しくは第五十二条第三項の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

四 第五十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第五十五条第一項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第五十五条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七 第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第十項の規定

処分に違反したとき。

第百九十八条の四 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条、第六十九条、第八十二条又は第百五十六条の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

二 第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三 第五十五条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第七項（同条

による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

八 第五十九条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第十項、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十 第六十四条の十第三項において準用する第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一 第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十二 第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百九十九条 第七十九条の十四、第百五十四条又は第百五十六条の十三第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合には、その行為をした証券業協会、証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券若しくは店頭売買有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四 第五十五条第一項若しくは第三項、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

六 第百八十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百九十九条 第七十九条の十四、第百五十四条又は第百五十六条の十三第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した場合には、その行為をした証券業協会、証券取引所、証券金融会社又は証券取引所に上場されている有価証券の発行者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第四項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者
- 二 第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者
- 三 第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の

第二百条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第六項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（第二十四条の六第三項を除く。）を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項（第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十二の二第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出し又は送付しない者
- 二 第七条前段、第九条第一項又は第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者
- 三 第十五条第二項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五（第二十七条の八第十項、第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに第二十七条の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第二十三条の四前段、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の

十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五 第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）

（）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第五項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項若しくは第二項又は同条第三項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七 第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二

十第一項の規定又は同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書を提出しない者

五 第二十四条の二第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）

（）において準用する第九条第一項、第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項又は同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による訂正報告書、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者

六 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十四第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類の写しを公衆の縦覧に供しない者

七 第二十七条の七第二項（第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第八項（第二十七条の二十二の二第二項及び第二十七条の二十二の三第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第十一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の十三第一項（第二十七条の二十二の二第二

項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は公表を行わない者

八 第二十七条の八第二項から第四項まで(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九 第二十七条の九第二項又は第三項(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一 第二十七条の十第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)(又は第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。))の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二 第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三 第四十二条の二第二項(第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者

十四 第四十二条の二第五項(第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。)(の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

項において準用する場合を含む。)の規定による公告又は公表を行わない者

八 第二十七条の八第二項から第四項まで(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第七項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

九 第二十七条の九第二項又は第三項(これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者

十 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書を提出しない者

十一 第二十七条の十第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)(又は第二十七条の二十七(第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。))の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者

十二 第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者

十三 第五十条の三第二項(第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。)(の規定に違反した者

十四 第五十条の三第五項(第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。)(の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

十五 第百六十七條の二第二項の規定に違反した者

十六 第百六十八條の規定に違反した者

十七 第百七十條又は第百七十一條の規定に違反して、表示をした者

第二百條の二 前條第十三號の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百條の三 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九條第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる業務を営んだとき。

二 第二十九條の二第一項（第六十五條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三 第三十條第四項（第六十五條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四 第三十四條第四項の規定による承認を受けないで第二條第八項各号に掲げる業務並びに第三十四條第一項に規定する業務及び同條第二項各号に掲げる業務以外の業務を営んだとき。

十五 第八十七條の二第二項の規定に違反した者

十六 第百六十八條の規定に違反した者

十七 第百七十條又は第百七十一條の規定に違反して、表示をした者

第二百條の二 前條第十三號の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百條の三 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十三條の規定に違反したとき。

二 第四十三條ただし書の規定による承認を受けないで証券業以外の業務を営んだとき。

三 第四十三條の二第一項の規定による認可を受けないで、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたと

五 第五十六条第一項（第二十九条第一項の認可に係るものに限る。）

又は第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

六 第六十四条第二項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

七 第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。

八 第七十三条又は第八十六条の規定に違反したとき。

九 第五十六条の六第三項の規定による承認を受けず、第五十六条の三第一項及び第五十六条の六第一項各号に規定する業務以外の業務を営んだとき。

十 第五十六条の七第一項の規定による認可を受けず、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

第二百一条 取引所有価証券市場によらないで、取引所有価証券市場における相場（取引所有価証券市場における有価証券の価格に基づき算出される指数の数値を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者

き。

四 第六十二条第二項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

五 第六十五条第一項又は第六十五条の二第一項の規定に違反したとき。

六 第六十五条の二第二項において準用する第二十九条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

七 第六十五条の二第三項において準用する第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

八 第七十三条又は第八十六条第一項の規定に違反したとき。

九 第八十七条の規定に違反したとき。

十 第五十六条の六第一項の規定に違反して業務を営んだとき。

第二百一条 有価証券市場によらないで、有価証券市場における相場により差金の授受を目的とする行為又は次に掲げる取引と類似の取引をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併

は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第百八十六条の規定の適用を妨げない。

② 前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる有価証券店頭デリバティブ取引

二 証券会社若しくは外国証券会社又は第六十五条第一項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う有価証券店頭デリバティブ取引

第二百二条 削除

第二百三条 証券会社の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に關する法律第四条第一項に規定する国内における代表者及び同法第二条第八号に規定する支店に駐在する役員。以下この項において同じ。）若しくは職員又は証券業協会若しくは証券取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは職員が、その職務（証券会社の役員若しくは職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定により投資者保護基金の委託を受けた証券会社の業務に係る職務に限る。）に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

科する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十六条の規定の適用を妨げない。

一 有価証券指数等先物取引

二 有価証券オプション取引のうち第一条第十五項第二号に掲げるもの

第二百二条 削除

第二百三条 証券業協会若しくは証券取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは職員又は証券金融会社の役員若しくは職員が、その職務に關して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

② 前項の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

③ 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百四条 第七十九条の十一、第七十九条の四十七又は第百六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

② 前項の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

③ 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二百四条 第七十九条の十一又は第百六条（第百五十六条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

- 三 第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者
- 四 第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 五 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第九百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者
- 六 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 七 第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者
- 八 第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

- 三 第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者
- 四 第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 五 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第九百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者
- 六 第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 七 第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者
- 八 第六十二条第三項又は第四項（第六十五条の二第三項において準用

九 第六十七条第四項又は第八十条第四項の規定に違反した者

十 第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一 第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

（）の規定による大蔵省令に違反した者

十二 第六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三 第六十五条又は第六十九条の規定に違反した者

第二百五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十五条の二第二五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項若しくは第六項、第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条の四（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二十七第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十一条第二項、第四十七条の二（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第九十四条の規定に違反した者

三 第三十二条第一項から第三項までの規定に違反した者

する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

九 第六十六条の五、第六十七条第三項、第八十条第四項又は第二百一十八条第一項の規定に違反した者

十 第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一 第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

（）の規定による大蔵省令に違反した者

十二 第六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三 第六十五条又は第六十九条の規定に違反した者

第二百五条の二 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十一条第二項、第五十一条又は第九十四条の規定に違反した者

三 第四十二条の規定に違反した者

四 第四十一条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。

）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五 第四十九条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六 第六十一条第三項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七 第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八 第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

九 第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、投資者保護基金、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四条の七第三項、第七十四条第二項、第七十六条第一項又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

二 第七十四条第三項前段、第七十七条第一項、第八十五条の二第四項前段、第一百十条第一項又は第一百十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第七十八条第一項又は第一百十一条第一項の規定による命令に違反し

四 第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。

）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五 第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

六 第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二百六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四条の五第三項、第七十四条第二項、第七十六条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第二項、第一百五十五条又は第一百十三条第一項後段の規定に違反したとき

二 第七十四条第三項前段、第七十七条第一項又は第八十五条の二第四項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

三 第七十九条第一項又は第一百十九条第一項の規定による命令に違反し

たとき。

四 第七十八条の二第一項、第七十九条第一項、第一百十三条第一項又は第一百十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 第七十九条の五第五項又は第七十九条の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

七 第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 第一百十条第二項の規定に違反して上場したとき。

九 第一百十二条第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。

十 第一百五十六条の六第二項又は第一百五十六条の七第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十七条 五億円以下の罰金刑

二 第九十八条第一号から第十号まで若しくは第十五号、第九十八

条の三又は第九十八条の四 三億円以下の罰金刑

たとき

四 第一百十条第一項の規定に違反して上場したとき

五 第一百一十一条第一項の規定による命令に違反したとき

六 第一百十二条第一項の規定に違反して上場を廃止したとき

七 第一百五十六条の七第一項の規定による認可を受けないで同項各号に掲げる行為をしたとき

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十七条 五億円以下の罰金刑

二 第九十八条第一号から第十号まで若しくは第十五号、第九十八

条の二又は第九十八条の三 三億円以下の罰金刑

三 第百九十八条の五（第五号、第六号、第九号及び第十号を除く。）
又は第百九十九条 二億円以下の罰金刑

四 第百九十九条（第十五号を除く。）又は第百九十九条の三第一号、第二号、
第五号若しくは第七号 一億円以下の罰金刑

五 第百九十八条第十一号から第十四号まで若しくは第十六号、第百九
十八条の五第五号、第六号、第九号若しくは第十号、第百九十五
号、第百九十六条の三（第一号、第二号、第五号及び第七号を除く。）、
第百九十五条、第百九十五条の二又は前条（第五号から第七号までを除く
。） 各本条の罰金刑

② 前項の規定により第百九十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑
を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間に
よる。

③ 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者
又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告
人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十八条 有価証券の発行者、証券会社若しくは登録金融機関の代表者
若しくは役員、外国証券会社の国内における代表者（外国証券業者に関
する法律第四条第一項に規定する国内における代表者をいう。）、証券
業協会の役員（仮理事を含む。）、若しくは代表者であつた者、投資者保
護基金の役員（仮理事及び仮監事を含む。）、若しくは清算人、証券取引
所の役員（仮理事を含む。）、代表者であつた者若しくは清算人又は証
券金融会社の代表者若しくは役員は、次の場合においては、三十万円以

三 第百九十八条の四又は第百九十九条 二億円以下の罰金刑

四 第百九十九条（第十五号を除く。）又は第百九十九条の三第五号から第七号
まで 一億円以下の罰金刑

五 第百九十八条第十一号から第十四号まで、第百九十五条第十五号、第
百九十六条の三（第五号から第七号までを除く。）、又は第百九十五条から前条
まで 各本条の罰金刑

② 前項の規定により第百九十七条の違反行為につき法人又は人に罰金刑
を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間に
よる。

③ 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者
又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告
人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十八条 有価証券の発行者、証券会社若しくは認可を受けた金融機関
（第百七条の二第二項に規定する証券取引所により当該有価証券市場に
おける取引資格を与えられた者に限る。）、の代表者若しくは役員、外国
証券会社の支店の代表者（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規
定する支店の代表者をいう。）、証券業協会の役員（仮理事を含む。）、
若しくは代表者であつた者又は証券取引所の役員（仮理事を含む。）、
代表者であつた者若しくは清算人は、次の場合においては、三十万円以

下の過料に処する。

一 第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む）
、第四十六条、第七十九条の二十六第二項、第七十九条の七十三
、第八十条の三第一項若しくは第四項、第二百二十九条第一項（同条第
二項において準用する場合を含む。）又は第六十一条の二第一項の
規定に違反したとき。

二 第三十二条第四項、第六十四条の七第四項、第七十四条第三項後段
、第七十八条の三第一項、第七十九条の十八第三項、第八十五条の二
第四項後段、第九十九条第一項、第一百七十七条第一項又は第三百三十四條第
三項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三 第五十一条（第六十五条の二第七項において準用する場合を含む）
（）の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき
。

四 第五十六条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を
含む。以下この号において同じ。）
、第五十六条の二第一項、第七十
九条の三十七第五項、第七十九条の七十五又は第五十六條の十二第
一項の規定による命令（第五十六条第一項の命令においては、業務の
停止の処分を除く。）に違反したとき。

五 第六十条の規定による命令に違反したとき。

下の過料に処する。

一 第四条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む）
、第六十一条、第二百二十九条第一項（同条第二項において準用す
る場合を含む。）
、第三百二十二条第一項、第六十一条の二第一項又
は第六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）
の規定に違反したとき。

二 第七十四条第三項後段、第七十九条の十八第三項、第八十五条の二
第四項後段、第九十九条第一項、第一百七十七条第一項又は第三百三十四條第
三項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

三 第四十二条の二第三項又は第五十四条第一項（第六十五条の二第五
項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による命令
に違反したとき。

三の二 第五十七条、第五十八条又は第五十九条（第六十五条の二第五
項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金を積み
立てず、又はこれを使用したとき。

三の三 第六十条の規定による命令に違反したとき。

四 第六十四条の五第四項の規定に違反して、届出を怠つたとき。

- 六 第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき。
- 七 第七十九条の三又は第二百二十二条の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき。
- 八 第七十九条の四第一項、第七十九条の四十一第三項、第七十九条の五十三第二項又は第二百二十三条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- 九 第四章の二の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。
- 十 第七十九条の三十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 十一 第七十九条の四十九に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 十二 第七十九条の七十第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。
- 十三 第七十九条の七十一の規定に違反して経理をしたとき。
- 十四 第七十九条の八十第一項の規定に違反して、投資者保護基金の残余財産を処分したとき。
- 十五 第八十九条において準用する民法第五十一条又は第三百三十五条の四第一項若しくは第三項の規定に違反してこれらの規定に定める書類を備え置かなかつたとき、又はこれに不正の記載をしたとき。
- 十六 第三百三十五条の四第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。
- 十七 証券取引所の創立總會若しくは会員の總會に対し不実の申立てを

- 五 第七十九条の二の規定に違反して、報告を怠つたとき
- 六 第七十九条の三の規定に違反して通知し、又は公表することを怠つたとき
- 七 第七十九条の四第一項若しくは第二百二十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき
- 八 第八十九条において準用する民法第五十一条の規定に違反して財産目録若しくは社員名簿を備え置かなかつたとき又はこれに不正の記載をしたとき
- 九 証券取引所の会員の總會に対し不実の申立てをなし、又は事実を隠蔽

し、又は事実を隠したとき。

十八 第三百三十六条第一項において準用する商法第四百十二条の規定に違反して証券取引所の合併をしたとき。

十九 第三百三十六条第一項において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項若しくは同法第八十一条第一項又はこの法律において準用する商法の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十 第三百三十六条第一項において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき。

二十一 第三百三十六条第一項において準用する商法第三百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき。

二十二 この法律に定める登記をすることを怠つたとき。

第二百八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七十九条の二十三第二項の規定に違反した者

二 第六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

したとき

十 削除

十一 第二百二十二条の規定に違反して掲示し、又は公表することを怠つたとき

十二 削除

十三 第二百二十八条第二項の規定に違反したとき

十四 第二百二十八条第三項、第三百三十六条において準用する民法第七十九条第一項第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して公告することを怠り、又は不正の公告をしたとき

十五 第三百三十六条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求をなすことを怠つたとき

十六 第三百三十六条において準用する商法第三百三十一条に違反して証券取引所の財産を分配したとき

十七 この法律に定める登記をすることを怠つたとき

の規定に違反した者

第二百九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十三条の十三第一項若しくは第三項又は第二十三条の十四第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十三条の十三第二項若しくは第四項又は第二十三条の十四第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者

三 第二十七条の二十四の規定に違反して、通知書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした通知書をした者

四 第八十七条第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分に、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせずは虚偽の報告をした者

五 第八十七条第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

六 第八十七条第三号の規定による物件の所持者に対する処分に違反して、物件を提出しない者

七 第八十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二百九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十三条の十三第一項若しくは第三項又は第二十三条の十四第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十三条の十三第二項若しくは第四項又は第二十三条の十四第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者

三 第二十七条の二十四の規定に違反して、通知書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした通知書をした者

四 第八十七条第一号の規定による関係人又は参考人に対する処分に、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせずは虚偽の報告をした者

五 第八十七条第二号の規定による鑑定人に対する処分に違反して、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

六 第八十七条第三号の規定による物件の所持者に対する処分に違反して、物件を提出しない者

七 第八十九条第一項の規定による報告若しくは資料を提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

改正案

現行

第九章 犯則事件の調査等

第十章 犯則事件の調査等

第二百十条 証券取引等監視委員会（以下この章において「委員会」という。）の職員（以下この章において「委員会職員」という。）は、犯則事件（前章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件をいう。以下この章において同じ。）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下この項において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

第二百十条 証券取引等監視委員会（以下この章において「委員会」という。）の職員（以下この章において「委員会職員」という。）は、犯則事件（前章の罪のうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等の公正を害するものとして政令で定めるものに係る事件をいう。以下この章において同じ。）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下この項において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。

② 委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

② 委員会職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百十一条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

第二百十一条 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、搜索又は差押えをすることができる。

② 前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

③ 委員会職員は、第一項又は前項の許可状（以下この章において「許可状」という。）を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

④ 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

⑤ 委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、搜索又は差押えをさせることができる。

第二百二十二条 臨検、搜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

② 日没前に開始した臨検、搜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

② 前項の場合において急速を要するときは、委員会職員は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、同項の処分をすることができる。

③ 委員会職員は、第一項又は前項の許可状（以下この章において「許可状」という。）を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

④ 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

⑤ 委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、搜索又は差押えをさせることができる。

第二百二十二条 臨検、搜索又は差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

② 日没前に開始した臨検、搜索又は差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

第二百十三条 臨検、搜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

第二百十四条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二百十五条 委員会職員は、臨検、搜索又は差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

② 前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができる。
第二百十六条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入入りすることを禁止することができる。

第二百十七条 委員会職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、搜索又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

第二百十三条 臨検、搜索又は差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

第二百十四条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二百十五条 委員会職員は、臨検、搜索又は差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

② 前項の処分は、領置物件又は差押物件についても、することができる。
第二百十六条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入入りすることを禁止することができる。

第二百十七条 委員会職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、搜索又は差押えをするときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

② 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

③ 女子の身体について搜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合はこの限りでない。

第二百十八条 委員会職員は、臨検、搜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

第二百十九条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第二百二十条 委員会職員は、領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

第二百二十一条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て保管証を徴して保管させることができる。

② 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

③ 女子の身体について搜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合はこの限りでない。

第二百十八条 委員会職員は、臨検、搜索又は差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

第二百十九条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押えをしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第二百二十条 委員会職員は、領置又は差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

第二百二十一条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、その所有者又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て保管証を徴して保管させることができる。

第二百二十二条 委員会は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

② 委員会は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

③ 前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第二百二十三条 委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を委員会に報告しなければならない。

第二百二十四条 財務局長又は財務支局長は、委員会の承認を得て、財務局又は財務支局の職員のうち、犯則事件の調査を担当する者を指定するものとする。

② 前項の規定により財務局長又は財務支局長が指定した者（以下この章において「財務局等職員」という。）は、委員会職員とみなして第二百十条から前条までの規定を適用する。この場合において、第二百十一条中「委員会」とあるのは、「その所属する財務局又は財務支局」と、前二条中「委員会」とあるのは、「財務局長又は財務支局長」とする。

③ 財務局長又は財務支局長は、前項において読み替えて適用される前条の規定による財務局等職員の報告を受けたときは、委員会にその内容を

第二百二十二条 委員会は、領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

② 委員会は、前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合においては、その旨を公告しなければならない。

③ 前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

第二百二十三条 委員会職員は、犯則事件の調査を終えたときは、調査の結果を委員会に報告しなければならない。

第二百二十四条 財務局長又は財務支局長は、委員会の承認を得て、財務局又は財務支局の職員のうち、犯則事件の調査を担当する者を指定するものとする。

② 前項の規定により財務局長又は財務支局長が指定した者（以下この章において「財務局等職員」という。）は、委員会職員とみなして第二百十条から前条までの規定を適用する。この場合において、第二百十一条中「委員会」とあるのは、「その所属する財務局又は財務支局」と、前二条中「委員会」とあるのは、「財務局長又は財務支局長」とする。

③ 財務局長又は財務支局長は、前項において読み替えて適用される前条の規定による財務局等職員の報告を受けたときは、委員会にその内容を

報告しなければならない。

④ 犯則事件の調査に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

⑤ 委員会は、犯則事件の調査に関し、必要があると認めるときは、財務局等職員を直接指揮監督することができる。

第二百二十五条 財務局等職員は、犯則事件の調査をするため必要があるときは、その所属する財務局又は財務支局の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

第二百二十六条 委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発し、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに引き継がなければならない。

② 前項の領置物件又は差押物件が第二百二十一条の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともにその旨を同条の保管者に通知しなければならない。

③ 前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定によつて押収されたものとみなす。

第二百二十七条 この章の規定に基づき、委員会、委員会職員、財務局長若しくは財務支局長又は財務局等職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

報告しなければならない。

④ 犯則事件の調査に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

⑤ 委員会は、犯則事件の調査に関し、必要があると認めるときは、財務局等職員を直接指揮監督することができる。

第二百二十五条 財務局等職員は、犯則事件の調査をするため必要があるときは、その所属する財務局又は財務支局の管轄区域外においてその職務を執行することができる。

第二百二十六条 委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発し、領置物件又は差押物件があるときは、これを領置目録又は差押目録とともに引き継がなければならない。

② 前項の領置物件又は差押物件が第二百二十一条の規定による保管に係るものである場合においては、同条の保管証をもつて引き継ぐとともにその旨を同条の保管者に通知しなければならない。

③ 前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定によつて押収されたものとみなす。

第二百二十七条 この章の規定に基づき、委員会、委員会職員、財務局長若しくは財務支局長又は財務局等職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。



改正案	現行
<p>附則</p> <p>第一条 この法律は、その成立の日から三十日を経過した日からこれを施行する。但し、第二章の規定は、その施行の日から六十日、第六十五条の規定は、その施行の日から六箇月を経過した日から、これを施行する。</p> <p>第二条 有価証券業取締法、有価証券引受業法及び有価証券割賦販売業法は、これを廃止する。</p>	<p>附則</p> <p>第一条 この法律は、その成立の日から三十日を経過した日からこれを施行する。但し、第二章の規定は、その施行の日から六十日、第六十五条の規定は、その施行の日から六箇月を経過した日から、これを施行する。</p> <p>第二条 有価証券業取締法、有価証券引受業法及び有価証券割賦販売業法は、これを廃止する。</p> <p>第三条 取引所法の一部を次のように改正する。</p> <p>題名を次のように改める。</p> <p>商品取引所法</p> <p>「取引所」を「商品取引所」に、「物件」（第二十八条を除く。）を「商品」に改める。</p> <p>第二条、第十一条ノ四第二項、第十六条ノ二第二項、第十六条ノ三、第二十二條第一項及び第二十七條乃至第二十九條中「農商務大臣」を「主務大臣」に改める。</p> <p>第四条ノ二を削る。</p>

第十一条第一項を削り、同条第四項を次のように改める。

合名会社、合資会社又ハ株式会社又ハ株式会社ニ在リテ八其ノ無限責任社員中、株式会社又ハ有限公司ニ在リテ八其ノ取締役中前二項ニ該当スル者アルトキ八会員又ハ取引員トナルコトヲ得ス

第十一条ノ二第一項中、「第二項又ハ第四項」を「又ハ第三項」に改め、同条第二項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第二項若ハ第四項」を「若ハ第三項」に改め、同条第三項中「第一項、第三項又ハ第四項」を「第二項又ハ第三項」に改め、同条第四項中「農商務大臣」を「主務大臣」に、「第一項、第三項若ハ第四項」を「第二項若ハ第三項」に改める。

第十八条中「有価証券ニ在リテハ三箇月、」を削る。

第四条 大蔵省官制の一部を次のように改正する。

第一条中「有価証券」を「政府所有及保管有価証券」に改め、「取引所」の下に「（証券取引所ヲ除ク）」を加える。

第七条第六号を次のように改める。

六 取引所（証券取引所ヲ除ク）ニ関スル事項

第五条 この法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、旧有価証券業取締法、旧有価証券引受業法及び旧有価証券割賦販売業法並びに附則第三条の規定による改正前の取引所法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第三条 旧有価証券業取締法、旧有価証券引受業法、旧有価証券割賦販売業法又は日本証券取引所法の規定により免許を取り消された者は、第二十八条の四の規定の適用については、これをこの法律の規定により証券会社の登録を取り消されたものとみなす。

第四条 平成十三年三月三十一日までに基金が受けた第七十九条の五十三第一項又は第三項から第五項までの規定による通知に係る証券会社（以下「特例適用会社」という。）に関して、基金が第七十九条の五十六第一項及び第七十九条の五十七第一項の規定により支払をすべき金額については、同条第三項の規定は、適用しない。

第五条 基金の成立の日を含む事業年度から附則第七条第一項に規定する政令で定める日の属する基金の事業年度までの各事業年度においては、第七十九条の六十四第一項に規定する負担金の額は、会員である証券会社の納付すべき負担金を算定する基礎として基金が業務規程で定める額（以下「算定基礎額」という。）に、投資者保護資金に係る業務に要する費用の予想額及び当該証券会社の財務の状況を勘案して大蔵大臣及び内閣総理大臣が定める負担金率を乗じて得た額を下回つてはならないものとする。この場合において、基金が定める算定基礎額は、特定の証券会社に対し差別的なものであつてはならない。

第六条 基金が、特例適用会社に係る第七十九条の四十九第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務（金融システム改革のための関係法律の

第六条 旧有価証券業取締法、旧有価証券引受業法、旧有価証券割賦販売業法又は日本証券取引所法の規定により免許を取り消された者は、第三十一条の規定の適用については、これをこの法律の規定により証券業者の登録を取り消されたものとみなす。

整備等に関する法律（平成十年法律第 号）附則第四十二条第七項又は同法附則第四十三条第五項の規定により第七十九条の四十九第一号又は第二号に掲げる業務とみなされるものを含む。次条において同じ。

（）を行う場合における第七十九条の七十二の規定の適用については、同条中「金融機関等（銀行、証券会社その他大蔵省令で定めるものをいう。）」とあるのは、「金融機関等（銀行、証券会社その他大蔵省令で定めるものをいう。）」又は「日本銀行」とする。

② 前項の規定の適用がある場合には、日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三条第一項の規定にかかわらず、基金に対し、資金の貸付けをすることができる。

③ 政府は、基金が第一項の規定により読み替えられた第七十九条の七十二の規定により借入れをする場合において、必要があると認めるときは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、当該借入れに係る基金の債務の保証をすることができる。

第七条 基金は、特例適用会社に係る第七十九条の四十九第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務を終了した日として政令で定める日の属する事業年度終了の日において、前条第三項の規定による政府の保証に係る借入金の残額があるときは、当該借入金に係る債務の弁済に関する経理については、他の経理と区分し、特別の勘定（以下「清算勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

② 基金は、前項に規定する事業年度終了の日において、同項の借入金に

第七条 この法律施行の際現に旧有価証券業取締法により有価証券業を営む者、旧有価証券引受業法により有価証券引受業を営む者若しくは旧有価証券割賦販売業法により有価証券割賦販売業を営む者又は銀行若しくは信託会社でこれらの営業を営む者は、この法律施行の日から六箇月を限り、証券業者とみなす。

② 前項に掲げる者が同項の期間内に第二十八条第二項の規定による登録を申請した場合においては、その申請に対する処分の日までも、また、

係る債務及び負担金債権（第七十九条の二十八第四項又は第七十九条の六十四第一項の規定による負担金について未納のものがある場合におけるその負担金に係る債権をいう。以下この項において同じ。）並びに同日における準備金（第七十九条の七十一第一項に規定する準備金をいう。以下この項において同じ。）を清算勘定に帰属させるとともに、投資者保護資金から同日におけるその残高に相当する金額を、当該借入金の残高から当該負担金債権の額及び当該準備金の額を控除した額に相当する金額に限り、清算勘定に繰り入れるものとする。

第八条 証券会社は、前条第一項に規定する事業年度の翌事業年度から附則第十条の規定によりその所属する基金の清算勘定が廃止される日の属する事業年度までの各事業年度においては、前条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなつた借入金に係る債務の額が清算勘定に属する資産の額を上回るときは、第七十九条の六十四第一項の規定による負担金のほか、当該基金が当該債務の弁済に充てるための資金として、業務規程の定めるところにより、当該基金に対し、負担金を納付しなればならない。

② 第七十九条の六十四第二項、第七十九条の六十五第一項及び第七十九条の六十六の規定は、前項の負担金について準用する。

③ 第一項の規定による負担金の額は、算定基礎額に、前条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなつた借入金に係る債務の弁済に要する額を勘案して大蔵大臣及び内閣総理大臣が定める負担金率を乗じて得た額を下回つてはならないものとする。

前項と同様とする。

③ 第三十条第二項及び第四十条の規定は、前二項の規定により証券業者とみなされた者については、これを適用しない。

第八条 証券取引所は、この法律施行の日から六箇月を限り、第一百十条の規定にかかわらず登録をしない有価証券を売買取引のため上場し、又は第一百三十三条の規定にかかわらず証券取引委員会の承認を受けない有価証券を売買取引のため上場することができる。

第九条 基金は、基金の成立の日を含む事業年度から、清算勘定が設けられた場合にあつては次条の規定により清算勘定を廃止した日の属する事業年度まで、清算勘定が設けられなかつた場合にあつては附則第七条第一項に規定する政令で定める日の属する事業年度までの各事業年度において、第七十九条の六十九の規定にかかわらず、当該事業年度の開始前に（基金の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、同条の規定により作成する当該事業年度の予算及び資金計画について、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

② 前項の規定は、基金の発起人が、基金のために、基金の成立の日を含む事業年度の開始前に、第七十九条の二十九第六項の規定により創立総会の議決を経て決定された当該事業年度の予算及び資金計画について、前項の規定による大蔵大臣の認可を申請し、当該認可を受けることを妨げない。

第十条 基金は、附則第七条第二項の規定により清算勘定に帰属することとなつた借入金に係る債務の弁済が完了した日において、清算勘定を廃止するものとする。

第十一条 附則第七条第一項の規定により基金に清算勘定が設けられている場合における第七十九条の四十九第五号の規定の適用については、同号中「負担金（第七十九条の二十八第四項及び第七十九条の六十四第一

第九条 この法律施行の際現に証券取引委員会の委員である者は、この法律の規定により証券取引委員会の委員に任命されたものとする。

② この法律施行後最初に証券取引委員会の委員となる者の任期は、第六十七条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、その一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

項に規定する負担金をいう。第七十九条の五十一第一項において同じ。

(「とあるのは、「負担金(第七十九条の二十八第四項、第七十九条の六十四第一項及び附則第八条第一項に規定する負担金をいう。第七十九条の五十一第一項において同じ。)(「とする。

第十二条 附則第九条第一項の規定に違反して、大蔵大臣の認可を受けなかつた場合においては、その行為をした基金の役員(仮理事及び仮監事を含む。)(は、三十万円以下の過料に処する。